



青森県復興ビジョン

平成23年12月21日
青森県復興対策本部



東北の元気、
日本の元気を
青森から

青森県復興ビジョン

目 次

I ビジョンの位置付け	2
1 策定の目的	2
2 性格と役割	2
3 対象範囲	3
4 ビジョンの構成	3
II 創造的復興に向けた本県の課題と強み	4
III 創造的復興の基本理念	8
IV 創造的復興に向けた視点と中長期的な取組の方向性	13
1 被災者の生活再建支援	16
(1) 生活再建支援	16
(2) 住宅の再建支援	17
(3) 心身の健康を維持するための支援	18
(4) 県外被災者への支援	19
2 創造的復興を支える生業づくり	20
(1) 日本の食料供給基地としてのあおもり食産業の強化	20
(2) 北東北の物流拠点機能の強化	22
(3) 創造的復興に向けた「とことん元気な観光産業」	27
(4) 再生可能エネルギーの導入推進による産業振興と 持続可能な低炭素社会の実現	29
(5) 輸出の拡大促進	31
(6) 産業振興による雇用創出と就職支援の強化	32
3 災害に強い地域づくり	34
(1) 防災公共～命を守るインフラの整備～	34
(2) 地域の絆と防災力の強化	37
(3) 県民の健康と安心を支える保健・医療・介護・福祉提供体制	39
(4) 原子力防災対策の充実・強化	40
4 復興を担い、グローバル社会に挑戦するたくましい人財の育成	41
V ビジョンの推進	42
1 県民との協働	42
2 市町村との連携	42
3 東北各県との連携	42
4 国との連携	43
5 復興に向けた行財政運営とビジョンのフォローアップ	43
資料編	45
1 青森県復興ビジョン策定懇話会設置要綱	46
2 青森県復興ビジョン策定経過	48
3 被害状況	49
4 青森県復興プランの取組状況	50



I ビジョンの位置付け

1 策定の目的

平成23年3月11日の東日本大震災の発生直後から、県では、被災者の救援や避難所に避難された方々への支援など、県民の生命・身体に関わる事柄を最優先に、インフラ施設の復旧や地域産業を支えるための取組など、出来る限りの対策にスピード感を持って取り組んできました。

5月には、本県が「復旧から復興へ」と新たなステージへ移行していくため、当面取り組む必要がある対策を取りまとめた「青森県復興プラン」を策定し、このプランに基づき、これまで着実に取組を進めてきたところです。

この間、本県においては、関係者の方々の御尽力により、東北新幹線の通常ダイヤでの運転開始、青森・ソウル線の再開、八戸港のフェリーやコンテナ航路の再開など、復興に向けた動きが着々と進んできました。

「青森県復興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）は、こうした復興への動きをさらに加速するとともに、震災前の状態に戻すという単なる復元にとどまらず、創造的復興、すなわち若年者人口の減少や高齢者の激増など様々な課題を抱える本県が、今後、この震災をバネとして、今までよりも進化した地域社会を形成していくこと、そして東北全体の復興に貢献していくことをめざし、そのための中長期的な取組の方向性を示すものです。

2 性格と役割

本県は、県行政運営の基本方針として「青森県基本計画未来への挑戦」（計画期間：平成21～25年度）を策定し、めざす姿として「生業¹（なりわい）に裏打ちされた豊かな生活が実現している生活創造社会」を掲げ、その実現に向けて、様々な取組を進めてきたところです。

今回の震災では、まさに生業の重要性、心の豊かさや命・健康・環境など暮らしやすさ、生活の大切さが改めて問われたところであり、震災を経ても、本県がめざす生活創造社会の理念は揺らぐものではありません。

このビジョンは、本県が歴史的大震災を乗り越え、引き続き生活創造社会の実現をめざしていくに当たり、今後10年程度を見通し、中長期的な視点に立って、震災後の青森県が創造的復興に向けて特に取り組むべき方向性を取りまとめたものです。

県では、基本計画の推進に当たり、様々な政策課題に柔軟かつ速やかに対応していくため、毎年度、「選択と集中」を徹底し、施策の重点化を図り、計画の着実

¹ 生業；一般的には「生計を立てていくための仕事」、「農耕に従事すること」などという意味で用いられていますが、青森県では、「県民一人ひとりの経済的基盤」という意味を加えて用いています。



な推進に取り組んでいるところであり、このビジョンに掲げる取組についても、その具体化に当たっては、基本計画の推進の仕組みに沿って進めていくこととしています。

今後は、ビジョンに基づく創造的復興への取組を着実に進めながら、基本計画に掲げる生活創造社会の実現をめざしていきます。

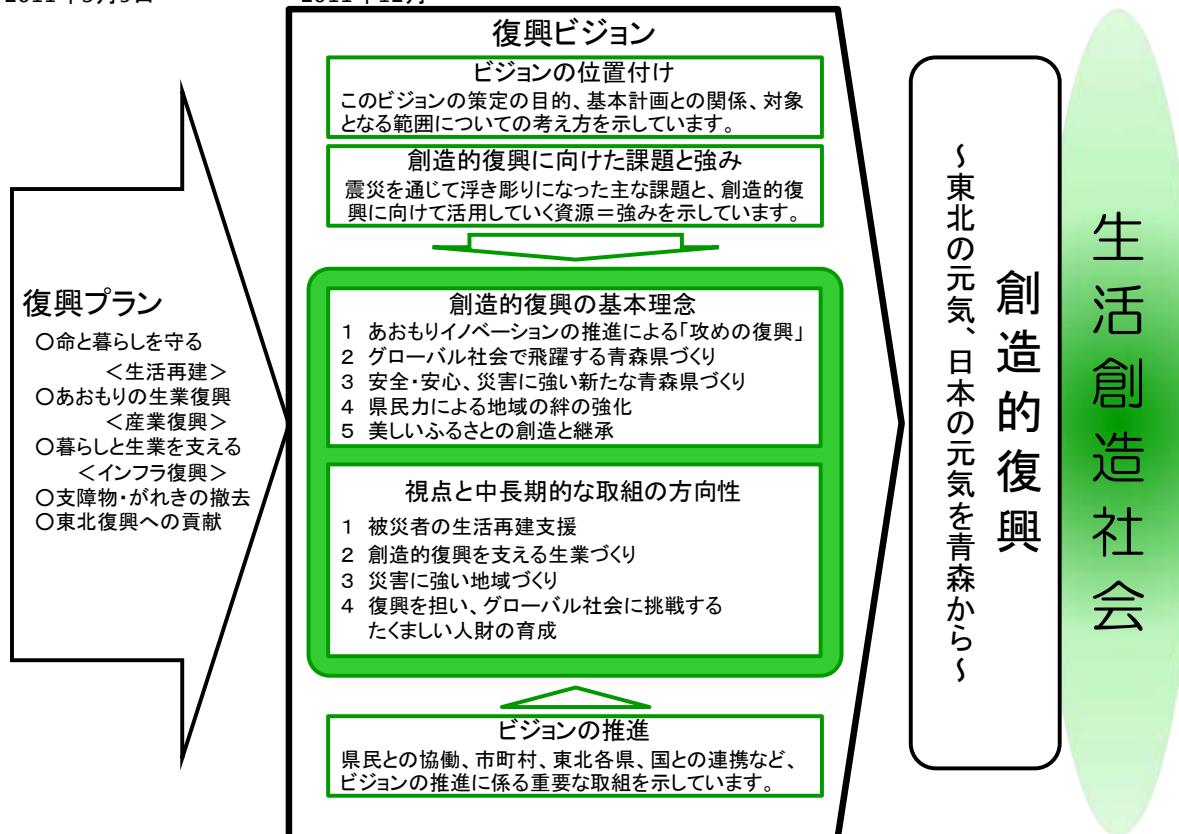
3 対象範囲

ビジョンは、今回の震災が、人的被害や住家被害、港湾・漁港等のインフラ被害などの直接被害のみならず、観光客の減少や農林水産品の風評被害などの間接被害も大きい状況にあって、被害が甚大であった地域はもちろんのこと、全県的な視点で復興をめざしていく必要があることから、県全域を対象とします。

4 ビジョンの構成

2011年5月9日

2011年12月





II 創造的復興に向けた本県の課題と強み

本県を始めとする被災地の多くは、震災前から、若年者の流出、少子化の進行、高齢者の増加といった人口構造の変化にどう対応していくか、ということが大きな課題となっています。今後、国内人口が減少していく中で、グローバル化²への対応をどのようにしていくか、ということも考えていく必要があります。

人口構造の変化やグローバル化などの課題に対応し、本県が震災前よりももっとよい社会をつくりあげていくためには、将来を見通し、本県が持つ強みや可能性を伸ばしていくことが重要です。

昨年12月には、県民が長年待ち望んだ東北新幹線の全線開業が実現しました。新幹線開業はゴールではなく、これからが青森県の元気づくりの新たなスタートです。

本県には、食料やエネルギーを始めとする多様な資源があります。これらの資源、言い換えれば本県の強みを最大限活用し、変動の時代を生き抜き、創造的復興を実現していくかなければなりません。

<震災を通じて浮き彫りになった主な課題>

今回の災害では、巨大な地震・津波により、東日本の太平洋沿岸の全域にわたり被害が及びました。電力や燃料などエネルギーの需給が悪化し、物流網が寸断され、国民生活や企業活動にも大きな影響を与えました。加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故が深刻化し、複数の危機が重なり、様々な課題が浮き彫りになりました。

○防災対策

今回の震災を通じて、原子力防災対策、津波対策、停電時の災害対応、県全体の備蓄体制のあり方、燃料確保対策、広域的な応援体制のあり方、防災拠点施設の耐震化や非常用電源の確保、地域の災害医療の拠点としての災害拠点病院の体制整備や医療機関・社会福祉施設の非常時の医薬品や燃料を含めた体制確保、災害に強い情報通信網の整備など、防災対策全般にわたる課題が明らかになりました。県では、今回の災害の教訓を踏まえ、防災対策の総点検を行っているところであり、点検の結果を踏まえ、防災対策のさらなる充実・強化を進めていく必要があります。

○食料・エネルギー・物流網

外国からの輸入に依存している食料、エネルギーの安全保障という国家レベルで解

² グローバル化；政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われることです。



決していかなければならぬ課題が改めて鮮明化しました。物流網の寸断により、国内外の企業の工場が操業停止となり、経済効率性一辺倒の弊害、リスク分散やバックアップ機能の強化の必要性も明らかになりました。

また、青森市と八戸市は、人口20万人以上の都市が高規格道路で結ばれていない全国で唯一の区間であり、いわゆるミッシングリンク（不連続区間）となっています。主要幹線道路ネットワークは地域間の交流と連携を支え、かつ、広域的避難や支援物資の輸送など防災機能の強化の観点からも必要な社会基盤であり、上北横断道路、八戸・久慈自動車道、下北半島縦貫道路、津軽自動車道等の早期整備が本県の最重要課題の一つとなっています。

○県民の防災意識の向上

過去の災害の経験や教訓が受け継がれていたことによって多くの命が助かり、防災教育の重要性が再認識されました。県民の防災意識の向上と防災知識の普及を図ることは、次の災害が発生した時の被害の軽減につながるものであり、今回の震災を風化させることなく、後世に伝承していくことが必要です。

○市町村の防災機能・行政機能の維持

他県では、職員や庁舎が被災し、行政機能を喪失した自治体がありました。復興の中心となるのは、地域のことを一番よく知る市町村であり、今回の震災を踏まえ、市町村自体が大きなダメージを受けた時にその機能を維持し、復旧・復興に取り組んでいくための方策について考えていく必要があります。

<青森県の強み>

○地理的な特性

今回の震災では、これまでの物流面における過度の効率経営の追求の弊害が指摘されています。

震災の教訓を踏まえると、日本海側と太平洋側の双方に物流ルートを有していること、本州と北海道との結節点であること、県央部にある県都青森市のほか、県西部には弘前市、県東部には八戸市という拠点都市があり、地震・津波災害で県全体が同時に機能停止に陥る可能性が少ないと、などは本県の大きな強みです。

また、本県と首都圏を始めとする他地域や海外との陸海空の交通ネットワークも整備が進んでいます。特に八戸地域は新幹線、高速道路、空港、港湾といった交通ネットワークが整備されています。東北地方でこれらのネットワークが重層的に整備されているのは仙台地域と八戸地域だけであり、今後はこのポテンシャルの高さを地域の発展に有効に活用していかなければなりません。



○食料

本県は、世界自然遺産である白神山地を始めとする緑あふれる森林、津軽平野や三本木原台地に拓かれた広大な農地、三方を囲む海と中央に抱かれた陸奥湾の豊かな漁場などが受け継がれています。

これらは豊かな農林水産物の源となり、全国の食料自給率が40%にとどまっているのに対し、本県は米、野菜、果実、畜産物、水産物等の生産バランスも良く、自給率は121%（平成21年度概算値。カロリーベース）となっています。

今後、さらに、水田を有効利用した大豆・飼料用作物・野菜等の生産拡大や畜産分野等の拡大が期待されます。

○エネルギー・ものづくり

本県は、各種のエネルギー関連施設を始め、全国有数の導入量を誇る風力発電など、国際的にも稀有なエネルギー開発・供給拠点が形成されています。中でも、本県の再生可能エネルギー³のポテンシャルは県内のエネルギー消費量の111%を賄うことが可能との調査結果もあり、特に、地熱、風力、木質バイオマス⁴の割合が高く、本県の特徴的なエネルギーと言うことができます。

また、国際的な温室効果ガス排出抑制に向けた取組や電力供給不足の影響による新興国等への生産拠点の移転が懸念される中、本県の優れた技術を有する企業においては、省エネ関連技術や製品の開発など、低炭素社会に貢献するものづくりに取り組んでいます。

○保健・医療・福祉

これまでの取組によって、地域の全ての住民が保健・医療・福祉サービスを必要なときに一体的に受けられる「保健・医療・福祉包括ケアシステム⁵」の基盤があるほか、医師や保健師等の確保や育成等に重点的に取り組んでおり、災害対策の際の基盤となる充実した保健・医療・福祉サービスの提供体制の整備が進んでいます。

○豊かな自然環境や水資源

本県は、世界最大規模のブナ原生林を持つ世界自然遺産白神山地、雄大で緑豊かな八甲田連峰、澄んだ水をたたえる神秘の湖十和田湖、県内各地に湧き出す良質な温泉など、「青い森」にふさわしい緑豊かで変化に富んだ自然にあふれています。

³ 再生可能エネルギー；自然界に存在する太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱など、繰り返し使用することが可能なエネルギーのことです。

⁴ 木質バイオマス；動植物に由来する有機性の資源の総称で、生物（バイオ／bio）と量（マス／mass）の合成語であるバイオマスのうち、木材からなるものを指します。

⁵ 保健・医療・福祉包括ケアシステム；地域のすべての住民を対象とし、生涯にわたり健康で安心した生活が送られるよう、保健・医療・福祉のサービスを必要な時に一体的に提供することです。



この自然がもたらす清らかな水の恵みは本県の農林水産物の源泉です。

世界には水不足に苦しむ地域や水質の悪い地域が数多くある中で、豊かな自然環境と水資源は県民共通の財産であり、地域環境を活かした魅力ある観光や、より安全・安心な農林水産物の生産の基盤となっています。

○歴史・文化

本県には、国内最大級の縄文集落跡である特別史跡三内丸山遺跡を始め、我が国の基層文化と言われている縄文文化の遺跡が3,000以上存在しています。

また、藩政時代の城跡・寺社、津軽塗り・南部裂織などの伝統工芸や津軽三味線、青森ねぶた、弘前ねぶた、八戸三社大祭、五所川原立佞武多を始めとする伝統的な祭りなど、本県の気候や風土の中で育まれてきた固有の文化があります。

さらに最近では、いちご煮、けの汁、貝焼き味噌などの郷土料理や、八戸せんべい汁、黒石つゆ焼きそば、十和田バラ焼き、大湊海軍コロッケを始めとするB級グルメなど、食の豊かさにも注目が集まっています。

震災により大きく落ち込んだ本県観光の復興を図り、さらには東北復興を応援していく上でも、これら本県固有の歴史・文化は大きな強みです。

○人財⁶

今回の震災では、日本人が秩序を持って冷静に行動し、被災した方々が過酷な環境の中でも我慢強く、そしてお互いに助け合い、物資を分かち合う姿に国際社会から賞賛の声が集まりました。厳しい状況の中でも相手を思いやる気持ちや感謝の心を忘れない礼儀正しさ、慎み深さなどは、私たちにとってはごく当たり前のことがですが、このような日本人が持つ資質は、世界に誇ることができる日本の財産です。

そして、青森県民は、地道にそして丁寧にものづくりにいそしむ県民性、正直で生真面目な県民性、誰も成し遂げたことのないことに取り組む進取の気性に富んだ県民性など、これまで脈々と受け継がれてきたすぐれた精神を持ち続けています。

人の財(たから)すなわち人財こそが、青森県の最大の可能性であり、青森の元気、日本の元気を取り戻し、創造的復興を果たすための原動力です。

⁶ 人財；青森県では、”人は青森県にとっての「財(たから)」である”という基本的考え方から、「人」「人材」などを「人財」と表しています。



III 創造的復興の基本理念

東日本大震災により、本県は人的被害や住家被害に加え、港湾・漁港等の各種インフラ施設や企業の工場施設、機械設備、学校を始めとする公共施設などに大きな被害を受け、被害総額は過去最大となりました。

その一方で、震災直後から、被災地では住民の方々がお互いに支え合い、助け合う姿がありました。各地で着実に復興が進み、甚大な被害を受けた八戸港や臨海部に集積している企業の自律的な復旧・復興へのスピードはめざましいものがあります。

この青森の底力とも言うべきパワーをエネルギーに変え、これからさらに復興へのスピードを加速するとともに、今回の震災を新しい社会への転機と捉え、震災前からの構造的な課題を見据えた社会づくりを推進していくため、単なる復元にとどまらない創造的復興をめざしていかなければなりません。

また、今回の震災に伴い、東北地域に豊富に賦存している再生可能エネルギーが注目されています。国では、本年8月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を制定し、再生可能エネルギーの導入を促進していくこととしています。再生可能エネルギーの導入は、低炭素社会を実現していく上でも重要な取組であり、今後、環境・エネルギー関連産業は我が国における経済成長の大きな柱の一つと見込まれているところです。本県には、再生可能エネルギー関連の先進的なプロジェクトを進めてきた実績と高いポテンシャルがあります。これらを活かし、本県における環境・エネルギー産業の振興を図るとともに、国の再生可能エネルギーの導入推進に寄与していくことが重要です。

これからは、エネルギー、食料、水、さらには地理的優位性など本県が持つ価値、強みを活かし、本県の創造的復興を実現していくとともに、東北の復興を支え、日本の未来に貢献していかなければなりません。

岩手県、宮城県、福島県への直接的な支援はもとより、いち早く復興への歩みを進め、東北の復興を支えていくことは、本県にしかできない、東北の復興に向けた貢献です。

本県の持つ価値、強みを最大限活用し、創造的復興を果たしていくこと、そして東北復興の先駆けとして、その役割を担っていくことをめざし、全力で取り組みます。

<創造的復興の基本理念>

- 1 あおもりイノベーション⁷の推進による「攻めの復興」**
- 2 グローバル社会で飛躍する青森県づくり
～Think Globally, Act Locally～**
- 3 安全・安心、災害に強い新たな青森県づくり**
- 4 県民力による地域の絆の強化**
- 5 美しいふるさとの創造と継承**

～東北の元気、日本の元気を青森から～

⁷ イノベーション；既存のモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことです。



1 あおもりイノベーションの推進による「攻めの復興」

本県は豊かな自然環境がもたらす良質な水資源があり、その恵みを活用して米、野菜、果実、畜産物、水産物をバランス良く豊富に生産することができます。

エネルギー分野での高いポテンシャルは、今後の産業振興と持続可能な低炭素社会の先進地形成への大きな可能性を有しています。

今回の震災を経て、人間が生きていく上でなくてはならない、食料、水、エネルギーを自給できる力、さらには太平洋側と日本海側の両方に物流ルートを持ち、北海道と本州の結節点でもあるという地理的優位性など、本県の有する価値と危機への対応力の強さが改めて明らかになりました。

今後は、こうした本県の価値と強みを活かし、人々が憧れるような場所、訪れてみたいと思う場所をめざしていくことが重要です。

食料、環境・エネルギー、観光を柱に、本県の価値と強みを最大限活用するとともに、積雪寒冷地であることなどこれまでどちらかと言えば弱みとされていたものも強みに変えていくため、不断のイノベーションに取り組みながら、一人ひとりが様々な困難や課題に怯むことなく挑戦する「攻めの姿勢」で創造的復興をめざします。

2 グローバル社会で飛躍する青森県づくり～Think Globally, Act Locally～

今回の震災では、日本から主要部品が供給されなくなったために工場の操業停止を余儀なくされた企業が、国内だけではなく海外にも数多くありました。世界経済は一体化が進み、ある国の動向が他国の経済の動きに強く影響を与えるグローバル化の流れは、今後さらに加速して行くものと考えられます。

これから本県が「攻めの復興」を進めていくためには、グローバルな視点や発想を持ち、食料、水、エネルギーなど本県が有する多様な地域資源を存分に活かして地域に根付いた行動をしていく、Think Globally, Act Locally（「地球規模で考え、地域に根付いて行動する」）の精神で、本県の生業の復興を図ることによって、世界に飛躍する青森県をめざすことが重要です。

そのため、経済成長著しい東アジアを中心に、安全・安心の情報発信や地域の魅力づくりをさらに進めることにより、震災により減少した外国人観光客の早期回復・拡大や県産品の輸出促進に取り組むとともに、グローバル化をにらみ、規模拡大等による農林水産業の競争力強化や、八戸港を中心とした国際物流における拠点形成をめざします。さらに、国際感覚に富んだグローバルな人財を育成していきます。



また、グローバル社会に対応し、国際競争力の強化を図るため、観光や環境を始めとする広域的課題について、これまで積み重ねてきた東北各県との広域連携の取組をさらに進めるとともに、海外を単に市場として捉えるだけではなく、交流の深い国や地域をパートナーとして捉え、海外の活力を取り入れながら、共に飛躍していくことをめざします。

3 安全・安心、災害に強い新たな青森県づくり

三方を海に囲まれた本県は、今回も含めてこれまで地震・津波により何度も大きな被害を受けてきました。

県民の尊い生命と財産を災害から守り抜くためには、防潮堤や避難道路などの必要なハード整備を思い切って進めていくことが不可欠です。県では「孤立集落をつくらない」というこれまでの取組を深化させ、県民の命を守るインフラの整備を「防災公共」と新たに位置付け、今後、計画的に推進していくこととしています。

今回の災害では、過去の災害の教訓がしっかりと受け継がれていたことによって多くの命が助かりました。ハード整備とともに、自主防災組織の強化、災害の教訓の伝承、防災教育の充実といったソフト対策にも一層力を入れて取り組んで行くことが重要です。

さらには沿岸部における津波からの避難対策、避難所機能の強化、燃料や非常用電源の確保対策など今回の災害の教訓を踏まえた防災対策の強化が重要です。

また、今回の震災を通じて、我が国における物流ルートのぜい弱さが明らかになりました。これを契機として、太平洋側と日本海側に物流ルートを有する本県のロケーション⁸の良さを活かし、災害に強いサプライチェーン⁹、特に医療・福祉分野等の優先度の高い施設への優先供給体制等の構築を図ることも重要です。

企業のB C P¹⁰（事業継続計画）が注目を集め、災害時においても事業継続や早期復旧を可能とする企業力の強化は、企業価値を向上させていく上でも今後ますますその重要性が高くなってきます。

未曾有の大震災から得た教訓をしっかりと受け止め、県民が安全に安心して暮らすことができる災害に強い青森県づくりをめざします。

⁸ ロケーション；位置や場所、所在地などのことです。

⁹ サプライチェーン；物資（商品）が消費者まで届く物の流れ（ここでは特に災害時の支援物資の流れのこと）です。

¹⁰ B C P；Business Continuity Plan の略称。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。



4 県民力による地域の絆の強化

近年は、ライフスタイルや一人ひとりの価値観の多様化、過疎地域等の人口減少の進展などに伴う地域コミュニティの衰退が大きな課題となっています。

特に大規模災害直後においては、市町村職員による対応には限界があることから、高齢者など災害時要援護者の安否確認や避難誘導、避難所の運営などにおいて、地域住民のつながり、結びつきによる協力が重要になってきます。

また、地域の保健・医療・福祉関係機関の連携のもと、保健・医療・福祉包括ケア等の県民生活全般を守るシステムの基盤強化に取り組み、地域の住民を支えていくことも必要です。

今回の震災では、県内全域が停電となるなど大変厳しい状況の中で、県内各地から被災地への人的支援や物的支援が迅速に行われました。被災地域の方々が、自ら力を合わせて炊出しやがれきの片付けをしている姿がありました。

本県には、お互いを支え合う素晴らしい絆、そして地道にこつこつと物事を成し遂げる正直で生真面目な県民性、これら「青森の正直」ともいるべき県民力があります。

防災に対する住民の関心が高まっている今こそ、自主防災組織の強化や防災訓練の実施など防災を一つの切り口にしながら、郷土や地域に愛着を持ち、ボランティア精神に富んだ人財、地域を支える人財の育成などを進め、地域コミュニティの再生・強化をめざします。

5 美しいふるさとの創造と継承

縄文の太古からのブナの原生林が分布している世界自然遺産白神山地、十和田湖や八甲田連峰など四季が織りなす美しい風景、清らかな水の恵み、その水がもたらす安全・安心で良質な農林水産物など、本県の豊かな自然は私たち青森県民共通の財産です。

本県では、震災前から、本県の自然環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されていた地球温暖化に対応していくため、省エネルギー型の地域社会づくりや再生可能エネルギーの導入推進等に取り組んできたところです。

10年先を見通せば、今後、地球環境問題への対応がさらに求められてくるものと見込まれます。こうした取組については、今回の震災を受け、さらに充実・強化していくことが重要です。

本県の自然、素晴らしい環境を、美しい姿のままよりよい形で次代に引き継ぐことができるよう、自然環境の保全と創造に取り組み、自然力あふれる青森県づくりを推進します。



IV 創造的復興に向けた視点と中長期的な取組の方向性

人口減少やグローバル化の進展など大きな時代のうねりの中、本県が創造的復興への歩みを着実に進めていくため、5つの基本理念のもと、以下の視点に基づき、中長期的な取組の方向性を示します。

1 被災者の生活再建支援

創造的復興をめざしていくにあたり、まず重要なのは、被災者の方々が一日でも早く普段の生活に戻れるように、生活の再建を支援していくことです。

多重債務への対応や震災により職を失った方の雇用の場の確保、住宅の再建、心身の健康維持など様々な課題への相談体制の整備やコミュニティづくりを進め、被災者の方々が孤立しないよう、地域全体で寄り添い、支えていくことが重要です。

また、今回の震災は、岩手県、宮城県、福島県など県外から多くの方々が本県に避難してきていることが大きな特徴の一つです。

県では震災発生以来これまで、市町村を始めとする関係機関と連携を図りながら、県外からの避難者の受入に積極的に取り組んできました。県内では、原発事故の影響で屋外での活動が制限されている福島の子どもたちとその家族を2週間のプログラムで受け入れた「十和田・奥入瀬サマーキッズキャンパス¹¹」を始め、県外被災者を対象とした様々な支援プログラムも行われています。

東北の復興を応援していくためにも、県外被災者への支援に引き続き取り組んでいく必要があります。

2 創造的復興を支える生業づくり

今回の震災を通じて、日本の食料・エネルギー供給基地としての本県のポテンシャルの高さや、本州と北海道の結節点に位置するという地理的な特性、八戸港を始めとする北東北の物流拠点としての重要性など、日本そして東北において本県が果たしている役割が改めて認識されました。

今後は本県が果たしている役割を本県の強みとしてさらに伸ばしていくことが求められます。

また、この震災をバネとして、今まで以上に進化した地域社会を形成していくためには、これまで積み重ねてきた各種エネルギー関連の先進的プロジェクトや東北新幹線全線開業を起爆剤とした観光振興、本県の豊かな農林水産品や自然・文化などを活かした海外戦略、本県の地域特性を活用した新たな産業振興などを積極的に

¹¹ 十和田・奥入瀬サマーキッズキャンパス；福島原子力発電所の事故の影響で屋外での活動を制限されている福島県の子どもたちや保護者に、夏休み期間中、十和田湖や奥入瀬渓流の豊富な自然環境や文化施設等を活用した長期滞在プログラムを提供した受入支援のことです。

展開することも重要です。

本県が有する強みや可能性を最大限活用し、県民一人ひとりの経済的基盤の確立、すなわち生業づくりにしっかりと取り組んでいくことが、本県の創造的復興、そして東北の一日も早い復興につながります。

3 災害に強い地域づくり

今回の震災を教訓とし、次にこのような事態が発生した時に被害を最小限に食い止めることができるよう、防災対策を強化し、災害に強い青森県を次代に引き継いでいくことは、歴史的大震災を経験した私たちの大きな使命です。

地域防災計画の修正など危機管理体制の強化に加え、本県が提唱する「防災公共」を計画的に推進していかなければなりません。

インフラの整備には長い時間と多額の経費を必要とします。さらに、今回の震災で明らかになったように、自然の力をインフラの整備だけで完全に抑えることは困難です。こうしたことを踏まえ、「減災¹²」という考え方方に立ち、人命を守ることを最優先に、「逃げる」という発想を重視したソフト対策とハード対策、両面から防災対策を進めていかなければなりません。

また、大規模災害から人命を守るためには、災害に強い保健・医療・介護・福祉サービスの提供体制づくりも不可欠です。

そして、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力関連施設が立地する本県においては、国及び事業者によるさらなる安全対策の確保・充実と併せて、県内原子力防災対策の充実・強化が大変重要です。

4 復興を担い、グローバル社会に挑戦するたくましい人財の育成

本県はこれまで、“人は青森県にとっての「財（たから）」である”という基本的考え方のもと、あおもりの未来をつくるたくましい子どもたちの育成、そして地域経済や地域づくりをけん引し、あおもりの今をつくる人財の育成に取り組んできました。

創造的復興を果たしていく上でも、やはり基盤となるのは「人財」です。

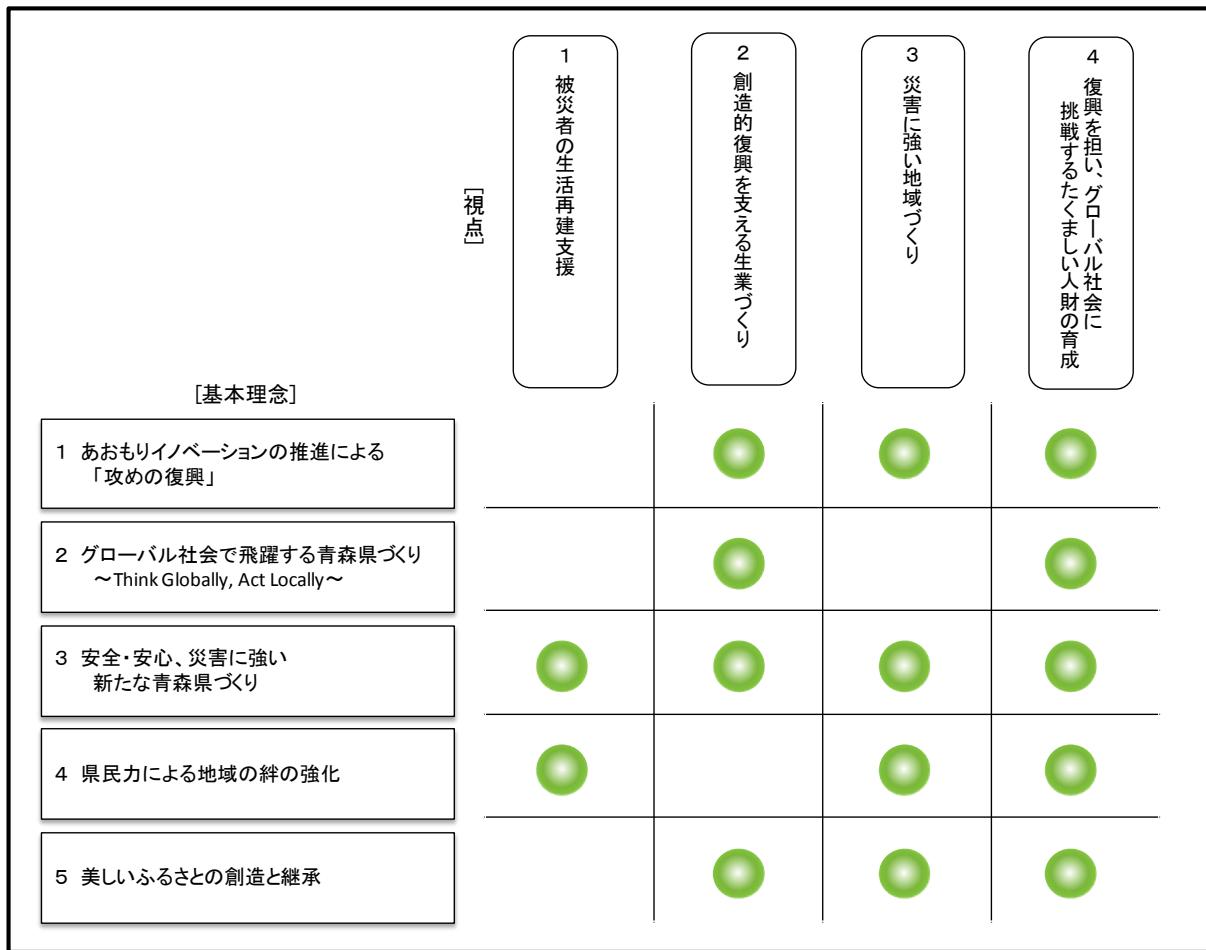
意欲と情熱を持ち、困難に立ち向かっていくチャレンジ精神にあふれる人財の育成とネットワークづくりに向けた取組をさらに進化させていくことが重要です。

また、こうした視点に基づき、創造的復興への歩みを進めていくに当たっては、あらゆる分野において、男女のニーズの違いへの配慮や女性の参画促進など男女共同参画の視点を踏まえながら取り組んで行くことが重要です。

¹² 減災；災害が発生したときに、出来るだけ被害を少なくするための取組です。



基本理念と視点の関係



(注)「●」は関連性の強いもの

1 被災者の生活再建支援

(1) 生活再建支援

被災者は、震災によって尊い家族の命や住宅、財産、仕事などを失っています。本県が創造的復興をめざしていくためにも、まずはこうした方々の生活再建をしっかりと支援していかなければなりません。

このため、被災者に対し、各種生活再建支援制度に関する情報等を適時適切に提供するとともに、被災者が生活上感じた不安等について安心して相談できる体制を整備し、自立した生活の開始に向けて、長期的に支援を行います。

加えて、地域による見守り活動の拡大・強化により、被災者の状況変化を早期に把握し、必要な時期に必要な支援を提供できる体制づくりにも努めます。

また、生活再建支援においては、当面の生活資金の確保と多重債務への対応に加え、被災者の家庭環境や経済状況等にも配慮し、長期的な視点に立った支援の実施に取り組みます。

さらに、生活の早期安定を図るためには、雇用の場の確保が大変重要であることから、確保に向けたきめ細かな取組を進めます。

①自立した生活のための長期的な支援体制の整備

- 各地域県民局、市町村等の関係機関と緊密に連携を保ちながら、積極的な情報提供と各種相談への対応等を長期的に行う支援体制を整備

②地域における暮らしの支え合い

- 関係機関等が協力し、地域による見守り活動の拡大・強化により、被災者のちょっとした状況変化への早期の気づきと、迅速かつ適切な対応を可能とする包括的・継続的な支援体制を構築

③家庭環境や経済状況等にも配慮した、きめ細かな支援体制の整備

- 生活資金の貸付や多重債務に係る相談体制の強化

〔 県、市町村、社会福祉協議会、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会¹³、消費者信用生活協同組合の積極的な活用による相談体制の連携強化 〕

- 生活に困窮する場合のセーフティネットの活用
- 子育て世帯のさまざまな悩みに対応する支援体制の強化
- 被災した家庭の子どもの就学支援の推進

④被災した離職者等の雇用創出と就職支援

- 国と連携しながら、被災した離職者等の緊急的な雇用機会の創出や、機動的な職業訓練の実施、効果的なマッチング機会の提供等の継続的な支援

¹³ 一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会；「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に基づき、東日本大震災の影響で債務を弁済できなくなった個人の方を対象に債務整理を円滑に進め、生活再建を促すための支援を行う組織です。

(2) 住宅の再建支援

本県では、震災により全壊、半壊等の被害を受けた家屋が1,995棟にのぼりました。県では、被害を受けた方々の一時的な住宅を速やかに提供するため、既設公営住宅等を確保しています。

しかし、今後被災者が本格的に生活を立て直していくためには、恒久的な住宅の再建が欠かせません。

そこで、被災者の恒久的な住宅の再建や補修のため、相談体制の整備や資金面での支援を推進します。

また、自宅の再建が困難な被災者のために、災害公営住宅¹⁴等の供給を推進します。

さらに、災害時の住宅再建の支援策についても検討を進めます。

①相談体制の整備

- ・被災者に寄り添った、住宅の再建方法や再建資金についてのアドバイス

②資金面での支援

- ・全壊、大規模半壊等の被害を受けた世帯に対する被災者生活再建支援金¹⁵の適切な給付や災害復興住宅融資¹⁶の活用
- ・住宅再建資金を借り入れる場合の返済に係る負担の軽減対策
- ・被災住宅に係る既往債務を有する世帯が新たに住宅再建資金を借り入れる場合の二重ローン対策
- ・半壊世帯等の補修による再建を支援するため、耐震改修や省エネ改修を併せて実施した場合の費用を助成

③自力での住宅再建が困難な被災者への支援

- ・公営住宅等による住宅支援対策について柔軟に対応
- ・被災市町による災害公営住宅を始めとする公的賃貸住宅の供給による支援対策
- ・市町村と連携し、公営住宅等の計画的な整備や適切な維持管理による住宅ストックの確保

④災害時の住宅再建の支援策の検討

- ・ローコストな復興モデル住宅開発の調査・研究

住家被害棟数							平成23年12月21日現在
	八戸市	三沢市	おいらせ町	階上町	七戸町	田子町	計
全壊	254	19	26	12			311
大規模半壊	180	14	15	6			215
半壊	589	8	37	3			637
一部破損	711	40	70	6	3	2	832
計	1,734	81	148	27	3	2	1,995

¹⁴ 災害公営住宅；災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するために整備される公営住宅のことです。

¹⁵ 被災者生活再建支援金；災害により住宅が全壊又は大規模半壊等の被害を受けた世帯に対して支給されるもので、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金があります。

¹⁶ 災害復興住宅融資；災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設、購入又は補修する場合に独立行政法人住宅金融支援機構から受けられる融資のことです。

(3) 心身の健康を維持するための支援

被災した方は、避難生活が長期化していく中で、生活環境の変化に伴う過度のストレスや運動不足、将来への不安などから、心的疲労や精神的苦痛を強く感じるようになります。

このような状況では、慢性疾患の適正な管理が困難になるケースが増えていくと考えられ、脳卒中や心筋梗塞といった重大な結果を招く症状に進行していくリスクも高いものとなっていきます。

被災者が一日も早く、健康で安定した暮らしを取り戻せるよう、被災者の心身両面の健康維持のための支援体制の整備に向けたきめ細かな取組を進めます。

①誰も孤独にしない、ひとりにしないための寄り添いと支え

- ・被災者同士の交流や避難先でのコミュニティづくりの促進
- ・被災地（故郷）の復旧・復興状況や支援情報等の提供
- ・心を開いてもらえる人財の育成と継続して支援できる体制の構築
- ・生涯学習の推進、ボランティア活動等を通じた社会参加の促進や、就労の場の開拓等を通じた生きがいづくりの支援

②体の健康を維持するための支援

- ・慢性疾患の適正な管理、ハイリスク者の早期発見及び治療開始を可能とする体制の構築
- ・身体機能の低下や認知症の進行等による要介護状態の悪化を防止するために必要な体制の構築
- ・妊産婦・乳幼児に対するきめ細かい保健・医療サービス等の提供を可能とする体制の構築

③心の健康を維持するための支援

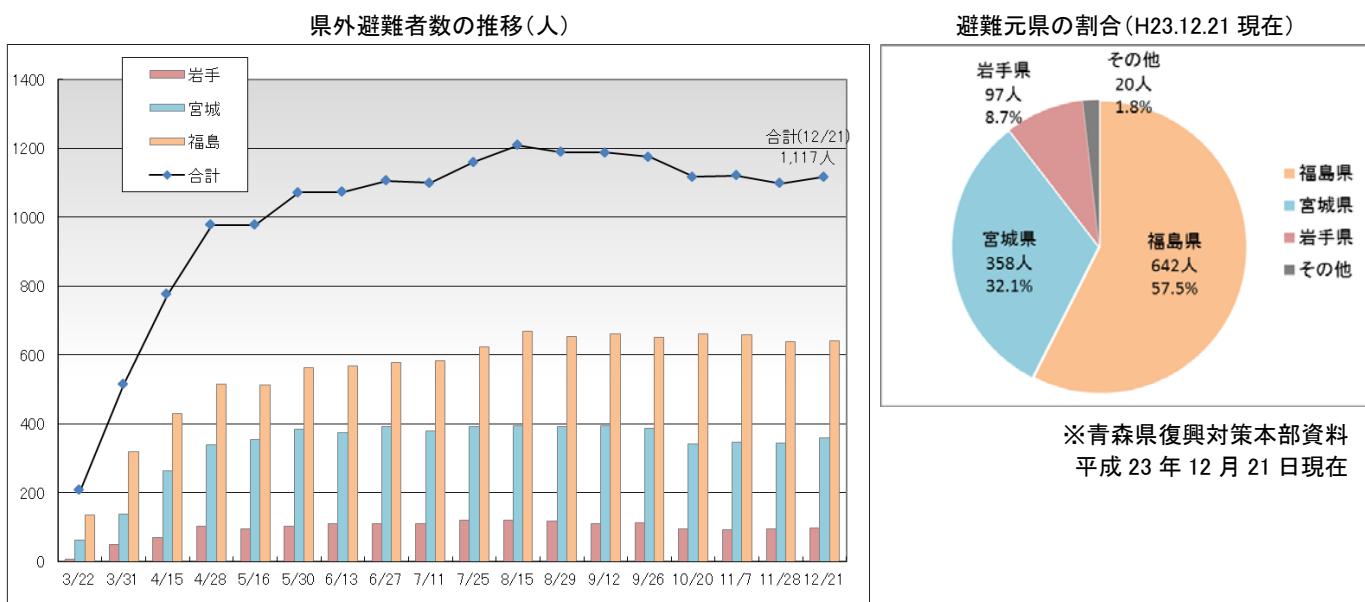
- ・住居の訪問や随時の相談対応により、「心のケア」を安定的かつ継続的に提供出来る体制の強化
- ・災害時要援護者や「心のケア」を行うスタッフにも配慮した、支援内容の充実
- ・被災した子どもに対する長期的な視点に立った持続的な「心のケア」の実施

(4) 県外被災者への支援

今回の震災では、その被害が東北・北関東の広範囲にわたったことから、これまで想定されてこなかった、県域を越えた大規模な避難が発生しました。こうした広域での避難を余儀なくされ、本県に避難している被災者の生活再建を図るため、住宅、雇用を始めとする生活全般にわたるきめ細かな支援を実施します。

また、被災地で生活再建に取り組んでいる被災者的心身のケアやリフレッシュを目的とした受入支援や交流活動を推進し、東北復興に貢献します。

- ・応急仮設住宅（借上げ住宅や公営住宅）の提供と住宅再建（恒久的な住宅の確保）に向けた支援
- ・個別事情に対応した就業・就農支援
- ・心身の健康を維持するための支援
- ・避難元及び避難先住民、避難者同士のつながりの回復・再構築の支援
- ・帰郷の意向のある方への支援
- ・県外被災者の受入支援及び交流活動の推進
 - ・原発事故により屋外での活動を制限されている児童・生徒等の受入
 - ・食や文化などを通じた交流活動の推進



被災地児童・生徒の受入(平成23年8月 十和田・奥入瀬サマークリッズキャンパス)

2 創造的復興を支える生業づくり

(1) 日本の食料供給基地としてのあおもり食産業¹⁷の強化

青森県は、農林水産業産出額約3,200億円、食料自給率121パーセントと全国第4位となっており、食料自給率が40%前後にとどまる我が国にあって、貴重な食料供給基地として、これまでも重要な役割を担ってきました。

しかしながら、今回の震災では、八戸漁港など本県水産業の拠点地域の漁港・施設等が甚大な被害を受けたばかりではなく、既存の食料供給のサプライチェーンが寸断され、安定した食料供給が困難となり、改めて国全体としての食料自給の重要性が明らかになりました。

そこで、本県が今後とも全国有数の食料供給基地として我が国に貢献していくため、災害に強い生産・流通拠点づくりを始めとする水産業の強化や、ほ場整備の推進等による農業生産力の強化を進めます。

また、国内外の産地間競争や人口減少社会をも見据えた取組として、本県の強みを活かし農林水産物の付加価値を高める6次産業化¹⁸の推進や、地域にあるあらゆる資源を活用し地域経営に取り組む担い手の確保・育成を図ります。

①水産業¹⁹の競争力強化

- ・岸壁の耐震化等による施設の強化と安全な避難に向けた支援対策の充実による災害に強い水産業の生産・流通拠点づくりの推進
- ・漁港の機能分担と荷捌き場等の集約による効率化の推進
- ・拠点となる八戸漁港を中心とした荷捌き施設等の衛生高度化促進とブランド化・高付加価値化の推進
- ・新たなニーズに対応した水産加工業ビジネスの多様化支援
- ・協業化・共同化による効率的経営の促進
- ・漁船や各種施設の省エネ化・エネルギー自立型システムの構築の推進
- ・「豊饒の里海」再生に向けた資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進
- ・漁場の機能回復や環境悪化等の監視を通じた豊かな水産資源の早期再生

¹⁷ あおもり食産業；「豊富」かつ「安全・安心・高品質」で多様性に富み、しかも非常に美味しい農林水産物の生産とそれらを生かした加工食品の製造、さらには流通・販売、料理の提供までを含めた、あおもりの「食」に関連するすべての産業のことです。

¹⁸ 6次産業化；第1次産業である農林水産業と、第2次産業や第3次産業が連携し、生産だけではなく、加工、流通、販売まで一体となった発展をめざすことです。1次×2次×3次産業、いずれかが欠けるとゼロになってしまふことから、いずれも欠くことができないという意味が込められています。

¹⁹ 水産業；水界の動植物の採取・増養殖、その生産物の加工製造、及び最終消費に至るまでの流通の各分野を担当する産業の総称です。

②農商工連携²⁰と6次産業化の推進

- ・農商工連携及び農林漁業者による6次産業化の新たな事業展開や新商品開発支援による食産業づくりの裾野の拡大
- ・地域の食産業を担う事業者の連携拡大とネットワークの構築
- ・食品製造業の県内への集積促進と基盤強化
- ・リスクヘッジ²¹を重視したサプライチェーンの構築の検討

③地域を支える持続発展型の担い手育成

- ・将来の農山漁村の地域経営を担う集落営農組織²²等の多様な経営体の育成の推進
- ・地域経営の確立・強化に向けた支援体制の構築

④自然災害等に強い農林水産業の構築

- ・災害リスク軽減のための複合経営の推進
- ・各種共済の加入拡大による経営の安定
- ・地中熱やバイオマス等未利用資源を活用した地産地消型エネルギーによる施設園芸の推進
- ・大豆・飼料用米等の生産拡大による自給率の向上

⑤安全・安心な農林水産物の積極的な販売対策と情報発信

- ・民間企業とのタイアップによる情報発信やキャンペーンの展開
- ・県産農林水産物の放射性物質に対する不安の払拭や、生産者等自らが行う消費宣伝活動の強化
- ・県産農林水産物の放射性物質モニタリング²³調査結果の公表による安全性のPR
- ・消費者起点での商品づくりと確固たる販路の確立
- ・健康な土づくりによる安全・安心な農産物のPR強化

⑥「農地」や「水」、「地域特性」を最大限に活用した農業生産力の強化

- ・老朽化した農業水利施設等の保全管理・整備の推進
- ・担い手への農地集積や農地の大規模化に不可欠なほ場²⁴整備の推進による経営の効率化
- ・豊富な飼料基盤²⁵や北東北最大の飼料コンビナートの立地等、地域特性を活用した畜産の生産拡大の推進

²⁰ 農商工連携；これまで農林漁業者だけ、商工業等を営む中小企業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを、両者が協力し合うことで創り出し、市場で販売していくことで、売上や利益の増加をめざそうとする取組のことです。

²¹ リスクヘッジ；危険（リスク）を回避したり軽減することです。

²² 集落営農組織；集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、集落ぐるみで農業機械を所有したり、農作業を行ったりする組織のことです。

²³ モニタリング；測定し、記録することです。

²⁴ ほ場；生産性の向上を図ることを目的に整備された農用地のことです。

²⁵ 飼料基盤；飼料作物を生産する農地や飼料生産施設等の総称です。

(2) 北東北の物流拠点機能の強化

本県は、太平洋と日本海、陸奥湾の3つの海に面し、北海道と本州を結ぶ結節点であるとともに、国際的に重要な航路である津軽海峡に接しているほか、北米との最短ルート上に位置します。このような地理的優位性を最大限活かし、北東北の物流拠点、さらには国際物流拠点としての機能向上をめざします。

今回の震災では、八戸港の機能が一定程度回復するまでの間、青森港が被災地への物流のバックアップ機能を果たしました。その後は八戸港が三陸沿岸地域等の復興に向けた物流面での重要な役割を担っており、引き続き東北の復興支援のけん引役を担っていきます。

そして今後は、災害に強いサプライチェーン構築の視点も考慮し、北東北の物流拠点としての機能を強化していきます。

具体的には、既存施設の適切な維持管理による信頼性の向上と有効活用、需要に応じたインフラの重点的整備の加速、立地特性を活かした産業集積に努め、八戸港の国内外での競争力強化を推進します。

さらに、交通インフラと交通モードの組み合わせによる効果的なロジスティクス²⁶の構築、产学官民の一体的連携による物流機能の最大化等、現実に即した一元的な物流マネジメントをめざしていきます。

①物流拠点としての機能強化

【物流機能の早期復旧】

<港湾施設の早期復旧>

- ・八太郎北防波堤、航路泊地²⁷の早期復旧

<津波に対する防災・減災対策の強化>

- ・防護ラインとしての海岸堤防・防潮堤整備、港湾施設の緩衝帯としての活用による背後地（立地企業）の安全性確保
- ・背後地の土地利用の工夫、臨港道路等の津波防災施設としての活用、津波避難ビル等の避難施設の検証等、総合的な減災への取組
- ・危機管理機能充実のため、不測の事態における重要業務の継続と早期復旧を目的とした港湾B C P（事業継続計画）の策定

【物流機能の強化】

<既存施設の信頼性確保、有効利用>

- ・航路埋没、施設老朽化等、インフラの持続可能な維持管理体制の構築
- ・効果的な土地利用、産業配置、施設稼動の再検証

<新規航路等の獲得に向けた取組>

- ・北東北の物流拠点港湾、被災地への復興支援港湾として、多様な貨物輸送ル

²⁶ ロジスティクス；市場の動きに合わせて調達、生産、在庫、販売の最適化を行うマネジメントのことであり、物資（商品）の集荷、輸送、保管などを計画的、効率的に制御することです。

²⁷ 航路泊地；航路とは、船が港に出入りするために設けられた水路を指し、泊地とは、港湾内で船舶が安全に停泊することのできる水面を指し、いずれも港湾法に定められている港湾施設の一つです。

トを構築するための国内・海外との航路の維持や新規航路の獲得に向けた取組の推進

<コンテナ取扱機能の強化>

- ・コンテナ貨物取扱量の着実な増加に対応するための機能強化

<大型船舶輸送の安全性、信頼性の高い港湾機能の確保>

- ・バルク貨物²⁸輸送やLNG輸入基地²⁹の稼動による大型船舶に対応するため、関係機関と連携し、航路泊地の拡幅を推進

【既存産業の拡充と新たな産業集積の推進】

<飼料コンビナート等の拡充>

- ・震災後の飼料原料貨物の急増等に対応した、適切かつ速やかな用地確保等のサポート

- ・動脈物流³⁰（供給）拠点としての産業の一層の充実

<リサイクルポートの推進>

- ・リサイクル関連立地企業、民間研究会等と連携した拠点性を活かした静脈物流³¹（回収）の推進

- ・リサイクルポート³²としての機能拡大と産業集積の検討

<エネルギー配分基地の形成>

- ・立地している石油等供給基地、今後稼動予定のLNG輸入基地等、エネルギー集積のための土地利用、港湾利用のサポート

【ソフト対策による拠点港としての機能の効率化】

- ・航路、鉄路の組み合わせによる低炭素物流への貢献、発信
- ・需要に応じた港湾運用時間、産業集積に当たっての機動的な企業支援、土地利用等各種計画の所要の変更、規制緩和等について関係機関と連携して検討
- ・国際拠点港湾³³の指定による国際競争力強化と利用拡大
- ・将来的な北極海航路の可能性を始めとする国際航路に関する情報収集

²⁸ バルク貨物；穀物、鉄鉱石、石炭、油類、木材などのように、梱包されずにそのまま船積みされる貨物のことです。

²⁹ LNG輸入基地；海外の天然ガス田から液化天然ガス（LNG）を直接輸入し、国内各地のLNG基地やガス会社等へ供給するための拠点となる基地。貯蔵タンクや大型LNGタンカーが着岸する桟橋、LNG内航船出荷設備やタンクローリー出荷レーン等の施設からなります。

³⁰ 動脈物流；製品が企業・消費者に届くまでの物流のことを言います。

³¹ 静脈物流；一度最終消費者まで行き渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬するモノの流れのことです。

³² リサイクルポート；広域的なリサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾として、港湾管理者からの申請により国土交通省が指定し、拠点づくりを支援する港湾のことです。総合静脈物流拠点港とも言います。

³³ 国際拠点港湾；国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾のうち、国際戦略港湾（長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾：京浜及び阪神）以外の港湾のことであり、平成23年3月の港湾法改正により「特定重要港湾」の名称が改められたものです。

②災害時のサプライチェーン構築

【拠点港湾としての信頼性確保】

- ・防波堤や防潮堤等津波防災のための施設について、最大クラスの津波に対して壊滅的に破壊されない「粘り強い構造」³⁴へ強度向上
- ・今回の震災における早期機能回復、物資輸送支援拠点として果たした経験を踏まえた大規模地震時における港湾B C P（事業継続計画）の早期策定
- ・大規模地震時におけるフェリー、R O R O船³⁵等に対応した接岸岸壁の耐震性向上

【複合的な物流によるバックアップ機能の確保】

<港湾>

- ・陸奥湾に位置する地理的優位性を活かした青森港の役割検証と機能の強化
- ・日本海側における沿岸諸国との貿易等への対応が期待されている七里長浜港の役割検証と機能の強化
- ・下北地域において北海道との物流・人流に寄与する大間港の役割検証と機能の強化

<鉄道>

- ・物資供給に果たす幹線貨物鉄道の輸送機能の維持・強化に向けた関係機関との情報共有、連携強化

<空港>

- ・旅客及び物資輸送の代替性確保のための空港機能の継続的な維持

【高規格幹線道路³⁶等のネットワーク整備による陸路物流機能の確保】

<高規格幹線道路等の整備促進>

- ・青森港と八戸港を連絡する上北横断道路の早期整備
- ・国の復興道路³⁷である三陸沿岸道路を構成する八戸・久慈自動車道の早期整備、全線完成を見通した岩手県沿岸地域との物流ルートの早期構築
- ・エネルギー関連施設が立地する下北半島への連絡強化、下北半島縦貫道路の早期整備
- ・日本海側と太平洋側を連絡する津軽自動車道の早期整備

<高規格幹線道路等と連絡する主要幹線道路の整備促進>

- ・高規格幹線道路等から物流拠点や各市町村までの連絡、渋滞解消、事故対策等のための主要幹線道路（国道、県道のバイパス等）の早期整備

³⁴ 「粘り強い構造」；設計対象の津波高を超えた場合でも、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果をめざした構造上の工夫をほどこすことです。

³⁵ R O R O船；ローロー船。Roll On Roll Off ship の略。クレーン等の荷役設備で貨物を積み卸しするのではなく、岸壁と船との間にランプウェー（傾斜路）と呼ばれる橋で結び、貨物を積載した車両が船倉内に入ることで貨物の積み卸しができる船のことです。

³⁶ 高規格幹線道路；国土開発幹線自動車道と一般国道の自動車専用道路のこと（一般的には高速道路と通称）です。地域の発展を支える根幹的な施設として、全国 14,000 km の整備が進められています。

³⁷ 復興道路；八戸から仙台に至る三陸沿岸道路（一般国道の自動車専用道路）であり、青森県内では、八戸・久慈自動車道がその一部を形成します。

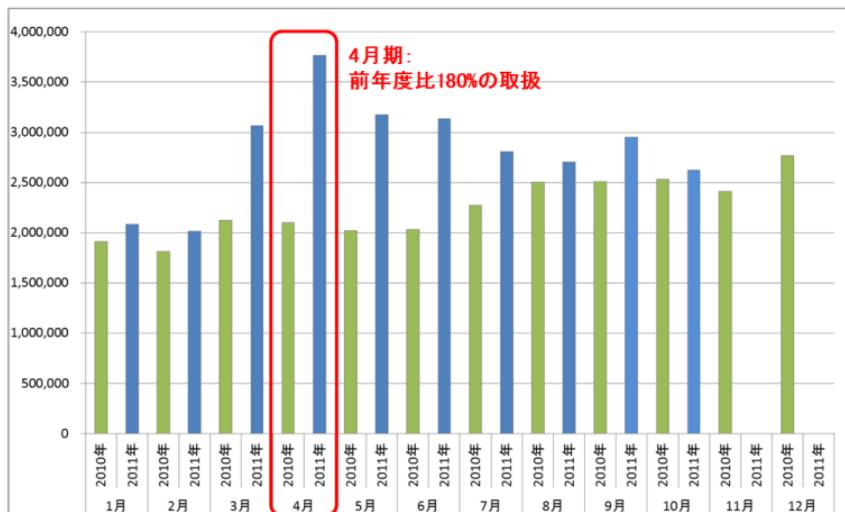
(東日本大震災後、本県の物流インフラが果たした役割)

- 青森港 → 青森油槽所の活用による燃料供給、救援物資、機材、要員の受入
- 八戸港 → 早期暫定機能回復による物流支援
- 東北縦貫自動車道 → 青森港、八戸港から被災地に向けて多くの救援物資、機材、要員等の輸送に貢献
- 青森空港、三沢空港 → 北東北被災地への旅客輸送において東北新幹線不通の影響をバックアップ
北東北被災地への救援物資輸送に貢献
- 鉄道貨物（JR奥羽本線、青い森鉄道線）→ 被災地への燃料供給のため燃料輸送に貢献

【災害時のサプライチェーン構築（東日本大震災後に青森県内港湾が果たした役割）】

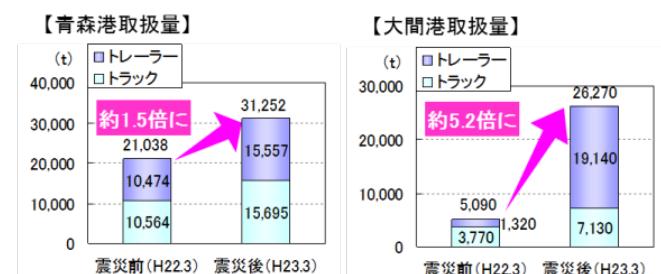
東日本大震災後の支援物資の流れ ※青森県港湾空港課資料より

青森港取扱貨物量（総計）2011/2010 単位：(t)

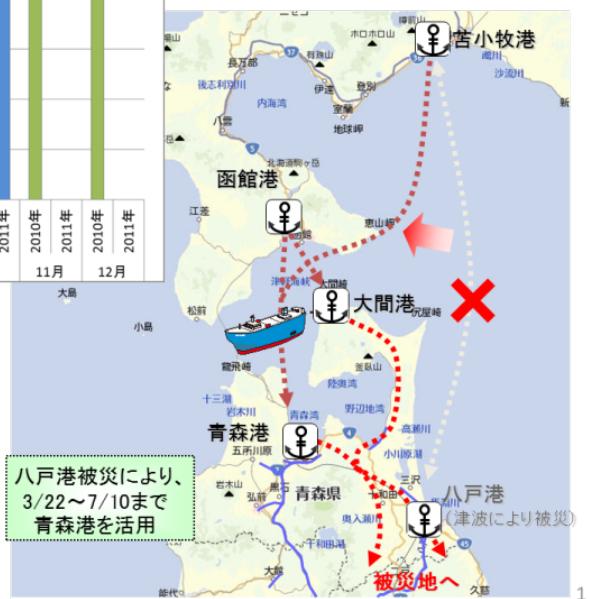


○北海道からの支援物資を、青森・大間港から高速・一般道を利用して輸送

○青森港、大間港とも、震災前に比べ取扱量が大幅に増加。



八戸港被災により、
3/22～7/10まで
青森港を活用



③ロジスティクスのための体制強化

- ・「①物流拠点の機能強化」「②災害時のサプライチェーン構築」のための本県におけるロジスティクスの検討
- ・物流インフラ整備（港湾、道路、空港等）、利用施策（港湾、鉄道、高速道路等）、産業立地施策、エネルギー施策等の横断的、有機的な連携とパッケージ施策の展開
- ・通常時はもとより、国内外における災害時の物流拠点としての信頼性・優位性の構築と提示
- ・国内で大規模災害が発生した場合に備え、八戸港を始めとする物流インフラと交通モードの連携・補完による県内物流拠点からの迅速な支援物資輸送体制の検討
- ・既存産業への効率的な物流システムの導入による事業活動の効率化、八戸港等県内物流拠点への集荷促進、新たな産業集積や雇用創出
- ・県としてこれらに総合的に取り組むための体制の整備

【青森県内の物流インフラネットワーク】



(3) 創造的復興に向けた「とことん元気な観光産業」

県民待望の東北新幹線全線開業の実現という絶好の機会を活かした誘客促進をめざしていた矢先の震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県観光産業は大きな打撃を受けました。

旅行者の方々の不安を払拭するため、安全・安心の確保に一層力を入れて取り組むとともに、国内外に向けて、安全性の情報を強力に発信していく必要があります。

今後、我が国の人口減少や市場の縮小が見込まれる中にあって、地域の活力を維持していくためには、交流人口の拡大が極めて重要です。東北新幹線全線開業という大きなチャンスを活かし、観光産業の振興に取り組んでいかなければなりません。そのためには、地域資源の発掘、磨き上げやホスピタリティの向上はもちろん、少子化の進展や高齢者の増加といった環境変化や、団体旅行から少人数旅行へ、通過型から滞在型、体験型へといった旅行者のニーズの変化を見極め、時代の趨勢を捉えた取組を、創造的にスピード感を持って展開していく必要があります。

経済成長著しい東アジアの富裕層をターゲットとしたインバウンド³⁸対策についても、将来を見据え、戦略的に取り組んで行くことが重要です。

本県の豊かな資源を活かした観光の振興は外貨獲得³⁹のための最も有効な手段の一つです。震災を機に新たな視点を取り入れて交流人口の拡大を図り、県内での消費増大と観光産業における収益力向上を重視した「とことん元気な観光産業」をめざします。

①新たな旅行スタイルへの対応による観光力の創出

- ・ 豊富な資源（温泉、自然環境、食、人財など）を活かした多彩なプログラムを通年で提供する体験・交流型観光の推進
- ・ 世界自然遺産の白神山地や知床、世界文化遺産の平泉、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録をにらんだ世界遺産観光の推進
- ・ 北海道新幹線開業をにらんだ北海道・北東北地域との広域観光の推進
- ・ 今後整備が計画されている三陸復興国立公園（仮称）を始め、奥入瀬渓流、白神山地、八甲田など大自然を活かした新たなエコツーリズム⁴⁰の推進
- ・ 震災を機に高まった社会貢献やエコ活動などを目的とした新たなツーリズムの推進
- ・ りんご農家やねぶた師など青森ならではの職業・体験観光の推進

³⁸ インバウンド；海外から日本を訪れる観光客のことです。

³⁹ 外貨獲得；国内外への農林水産物、工業製品などの移出・輸出やサービスの提供を増加させること、及び国内外から県内に多くの人に来てもらい、県内でより多くの消費をしてもらうことにより、これまで以上に多くの対価を県外から取得することの意で用いています。これにより、県内における所得の向上を図るものです。

⁴⁰ エコツーリズム；地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大きさが理解され、保全につながっていくことをめざしていく滞在型余暇活動のことです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、環境の保全を図りながら、地域の観光のオリジナリティを高めるだけでなく、地域社会そのものの活性化につながると考えられています。

- ・スポーツ競技大会の誘致等によるスポーツ観光の推進
- ・多彩な農林水産物（りんごやホタテ等）をテーマにした農家や漁師、加工施設、流通・販売事業所を見学・体験する食の産業観光の推進
- ・再生可能エネルギーを活用した産業観光の推進
- ・M I C E⁴¹（コンベンション、企業研修、インセンティブツアーなど）の誘致活動の推進
- ・パワースポット⁴²、ミステリーゾーン⁴³等新たな観光スポットの開拓
- ・美容・健康、キャリア、暮らしをテーマにしたプログラムを提供する体験・交流型観光の推進
- ・子供たちの「冒険心」「探究心」「好奇心」を満足させる体験・交流型観光の推進
- ・地域農林漁業者と連携したグリーン・ツーリズム⁴⁴の推進
- ・食と温泉等の青森の強みを活かした宿の魅力と収益力の向上
- ・新たな旅行スタイルに適応した観光分野での核となる人財の育成

②情報発信の強化

- ・JR等と連携した観光キャンペーンによる復興のアピール
- ・国内外のメディアやインフルエンサー（消費者に影響を与える著名人等）を通じた情報発信
- ・県内留学生等のS N S⁴⁵やブログを通じた風光明媚な観光名所や県産品等の母国への情報発信

③インバウンドの推進

- ・「安全・安心」の継続的な情報発信
- ・震災を乗り越える中での海外キーパーソンとの強固な信頼構築
- ・東アジアにおける「日本観光の中心地」としての本県観光イメージの普及・定着と魅力ある資源の発掘、磨き上げ
- ・東アジアの富裕層をターゲットにしたヘルスツーリズム⁴⁶の推進
- ・海外ビジネスの進展を通じたビジネスインバウンド客の創造
- ・ポートセールス⁴⁷の強化によるクルーズ客船の誘致の推進

⁴¹ M I C E ; (M) Meeting (会議、研修、セミナー)、(I) Incentive (招待、視察)、(C) Convention (大会、学会)、(E) Exhibition (展示会) の頭文字をとった造語のことです。

⁴² パワースポット；その場に立つことにより、元気や健康などの“癒し”を始めとした様々な力を感じられると言われている場所のことです。

⁴³ ミステリーゾーン；神秘的あるいは不可思議でユニークな伝説や言い伝えが残る場所のことです。

⁴⁴ グリーン・ツーリズム；緑豊かな農山漁村で、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のことです。

⁴⁵ S N S；人と人とのつながりを促進・サポートする、インターネット上のコミュニティ型の会員制サービスのことです。((S)ocial (N)etworking (S)erviceの頭文字をとった言葉)

⁴⁶ ヘルスツーリズム；自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態のことです。医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれます。

⁴⁷ ポートセールス；港の管理者が関連企業等に自らの所有する港のメリットを説明し、船舶や貨物を誘致することです。

(4) 再生可能エネルギーの導入推進による産業振興と持続可能な低炭素社会⁴⁸の実現

多様なエネルギー源の確保や地球温暖化対策の必要性から、再生可能エネルギーの導入を推進し、脱化石燃料を進めていくことが求められています。また、震災を機に、再生可能エネルギーは分散電源としてのメリットなど、その重要性が再認識されました。

県では、本県の有するエネルギー分野での高いポテンシャルを活かして地域振興を図ることを目的として策定した「青森県エネルギー産業振興戦略」に基づき、再生可能エネルギー関連の様々なプロジェクトに取り組んでいます。また、これまでの取組の成果や課題、エネルギーに関わる技術開発動向等を踏まえ、今後取り組むべき方向性やプロジェクト等を「青森県エネルギー産業振興戦略ロードマップ」として整理しています。

一方、地球温暖化問題に対応するため、「あおもり低炭素社会づくり戦略」の策定や、「青森県地球温暖化対策推進計画」の策定など、持続可能な低炭素社会の実現に向けた新たな取組も展開してきています。

県としては、これらの戦略等に基づき、関係各界と連携し、太陽光や風力、地中熱・温泉熱利用など多様なプロジェクトを進めていくことにより、再生可能エネルギーの導入推進を図り、県内産業の振興に取り組むとともに、地球温暖化対策を行政、県民、事業者、各種団体等のあらゆる主体が連携・協働して着実に推進することにより、持続可能な低炭素社会の実現をめざします。

①再生可能エネルギーの導入推進と産業振興

【太陽エネルギーの活用推進】

- ・情報の発信、環境学習の推進
- ・公共施設への率先導入
- ・県民・事業者への経済的インセンティブ
- ・積雪寒冷地型（青森型）太陽エネルギー・プロジェクト⁴⁹導入

【風力発電の導入拡大】

- ・導入モデルの多様化に向けた小型風力発電システムの普及促進
- ・風力発電導入支援の枠組みの構築
- ・風力発電事業への多様な主体の参画の推進
- ・風力発電産業及び関連する産業の振興
- ・先進的風力発電事業の推進

⁴⁸ 低炭素社会；地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ない社会のことです。1997年12月に気候変動枠組条約第3回締約国会議が京都で開催され、2008～2012年の間に先進国全体の温室効果ガス排出量を1990年に比べて5%以上削減することを目的とした「京都議定書」が採択されました。京都議定書では各国ごとの削減約束を定めており、わが国の削減約束は6%となっています。また、2008年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも50%削減する目標を世界各国で共有することについて、G8（主要8カ国）が合意しました。

⁴⁹ 積雪寒冷地型（青森型）太陽エネルギー・プロジェクト；青森県太陽エネルギー活用推進アクションプラン（平成21年2月策定）に掲げる重点施策の1つであり、青森県の地域特性（気象、生活、産業等）に即した太陽エネルギーの利用・用途開発に係る実験的・実証的プロジェクトです。

【地中熱・温泉熱利用の推進】

- ・多様な地熱資源利用事業モデルの実現、多様な主体による地熱資源利用促進に向けた取組
- ・地熱資源利用に対する支援策の活用と制度の拡充
- ・地熱資源利用の関連産業の振興

【バイオマスの利活用の推進】

- ・バイオマス発電の推進
- ・バイオマス熱利用の推進
- ・多様なバイオ燃料の開発・実用化の推進

【廃棄物エネルギーの有効利用】

- ・熱電併給設備等の導入推進
- ・スーパーごみ発電の導入推進
- ・スラグ熱等の利用

【コーポレートガス50等の積極的な導入】

- ・コーポレートガスシステムの導入推進
- ・エネルギーの高度利用の推進
- ・燃料電池の技術開発
- ・LNG冷熱⁵¹の活用に向けた研究開発の推進

【海洋エネルギー⁵²利用の実用化の推進】

- ・津軽海峡海流発電の実用化の推進
- ・波力発電の実用化の推進
- ・海洋エネルギー実証フィールドの確保
- ・栽培漁業における深層水活用の実用化の推進

②持続可能な低炭素社会の実現

- ・低炭素社会づくりに係る全県民的取組の加速化
- ・夏季及び冬季の省エネルギー対策等通年での低炭素社会づくり
- ・省エネ・再生可能エネルギー設備導入促進に向けたサポート体制づくり
- ・低炭素社会を支えるエネルギー利用方法の多様化
- ・リサイクル製品の利用促進
- ・今後の技術革新・技術開発等を踏まえた中小水力利用等の実用化の検討

⁵⁰ コーポレートガス；一種類の一次エネルギー（例えば燃料）から連続的に二種類以上の二次エネルギー（例えば電力または動力と温度レベルの異なる熱）を同時に発生させる設備です。例えば、燃料を燃焼させることにより原動機を駆動して発電機を回転させ、発電を行うと同時に原動機の排ガスや冷却水の熱を蒸気又は温水として取り出し、冷暖房や給湯、プロセス加熱等に使用することを言います。

⁵¹ LNG冷熱；天然ガスを超低温（-162℃）に冷却し、液体化したLNG（液化天然ガス）が常温の天然ガスに戻る時に放出される、発電や物質の冷却等に利用可能な熱エネルギーのことです。

⁵² 海洋エネルギー；潮汐、潮流、波浪及び海水の温度差などの海洋現象を利用したエネルギーのことです。現在では、潮の干満で流入する海水によってタービンを回し発電する潮汐発電や、海岸線に寄せる波エネルギーを利用して発電を行う波力発電などが実験されています。

(5) 輸出の拡大促進

震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故により大きく落ち込んだ本県輸出産業の取引回復と収益性向上を図るため、安全・安心の確保に一層重点的に取り組み、海外に向けた安全性に関する情報発信を強力に進め、不安の払拭を図ります。

また、グローバル化の潮流を捉え、成長する東アジアの旺盛な需要を獲得していくため、県産品の優れた品質や魅力などを積極的に情報発信し、取引拡大による外貨獲得をめざします。

①安全・安心対策の徹底

- ・信頼性の高い安全検査体制の構築・運用と検査結果の情報開示・情報提供の徹底
- ・県内留学生のブログを通じた安全・安心な県産品等の母国への情報発信による復興のPRの実施

②海外に向けた情報発信の強化

- ・東アジアを始めとする海外のバイヤー等への県産品の安全・安心のPR強化
- ・現地マスコミ及びICT⁵³を活用した農林水産物の海外向け産地情報の発信

③県産品の輸出拡大

- ・輸出支援体制(マーケティングや相談対応を行うワンストップサービス窓口機能)の充実・強化
 - ・輸出担い手(プレーヤー)の強化・育成
 - ・県内の輸出成功事例の紹介による新規プレーヤーの育成
 - ・貿易セミナー等の開催
 - ・輸出国の需要に応じた生産・供給の体制づくり、商品の掘り起こし、開発・改良の支援
 - ・小ロットに対応した低コストかつスピーディな物流ルートの確保
 - ・優良なビジネスパートナーの確保
 - ・多様なネットワークを活用した新規パートナーの開拓
 - ・海外での見本市出展、商談会・フェアの実施
 - ・県内への海外バイヤー等の招聘、商談会の開催
 - ・継続取引の実現と定着化のための支援体制の整備
 - ・コーディネーターを活用した販路開拓の実践支援
 - ・輸出コーディネート機能の強化
 - ・「青森ブランド」の確立
 - ・物産と観光が連携した「青森ブランド」イメージの売り込み
 - ・海外商標の登録・管理による知的財産権保護対策の実施
 - ・商標トラブルの未然防止対策の実施
 - ・外国人旅行客のニーズを踏まえた土産品の開発

⁵³ ICT；情報・通信に関連する技術一般の総称で、(I) Information and (C) Communication (T) Technology の頭文字をとった言葉です。

(6) 産業振興による雇用創出と就職支援の強化

震災により注目されている産業への参入促進や、震災後新たに浮かび上がった課題に的確に対応し、震災をバネに、次代を見据えた産業振興を進めながら、改めて本県の「強み」を最大限に活用した新産業の創出・促進や企業集積に取り組み、雇用の創出を図るとともに、地場企業や誘致企業への支援及び求職者へのきめ細かな支援に取り組み、雇用の安定や拡大を図ります。

また、県の調査によると、今回の震災では、直接被害に加え、顧客の被災等による受注の減少、販路の喪失など、間接被害により売上が減少したり、先行きの不透明感から今後の経営に不安を抱えている企業が多いことが明らかになっています。県では、震災により直接・間接の被害を受けた事業者の再生を図るため、県特別保証融資制度の青森県経営安定化サポート資金に「災害復旧枠（無利子・保証料全額免除）」と「中小企業経営安定枠」を、青森県未来への挑戦資金に「震災離職者雇用支援枠」を創設し、これまででも利用実績や利用者の声を踏まえ、融資限度額の引き上げや融資枠の拡大に迅速に対応してきました。

今後も、引き続き県内企業の経営実態の定期的な把握に努めるとともに、直接・間接に被害を受けた個人事業主を含む中小企業に対して、機動的な金融・経営支援や相談体制の整備に取り組みます。

① 「北東北のイノベーション拠点」をめざす産業振興の推進

- ・低炭素社会の実現に向けた新たな事業化への支援等による低炭素型ものづくり産業⁵⁴の振興
- ・環境・エネルギー産業への参入支援
- ・次世代型ライフ分野（医療・健康・福祉）関連産業⁵⁵の創造と集積の促進
- ・グリーンＩＴパーク設立構想⁵⁶の推進
- ・農商工連携及び農林水産業の6次産業化の推進
- ・地域資源を最大限活用した産業の振興と戦略的企業誘致⁵⁷の推進
- ・物流の拠点化、機能強化による既存産業の高度化と新たな産業集積の推進
- ・本県中小企業の業態転換（下請型企業から自主自立の研究開発・技術開発型企業へ）の推進
- ・新産業・次世代型産業に対応した人財の育成

⁵⁴ 低炭素型ものづくり産業；省エネルギーに関する新たな技術開発に取り組むものづくり企業群のことです。

⁵⁵ 次世代型ライフ分野（医療・健康・福祉）関連産業；本県の優位性を生かした医療・健康・福祉関連産業のことです。

⁵⁶ グリーンＩＴパーク設立構想；本県の風力発電環境などを活用した低炭素型データセンターの集積や、それに伴う関連産業の創出を目的とした構想のことです。

⁵⁷ 戰略的企業誘致；本県の地域特性や優位性を生かした視点により、業種や対象企業を絞った戦略性をもった企業誘致のことです。

②積極的な事業活動への支援による産業・企業・商業の活性化

- ・防災機能の充実した安全性の高い企業づくりの推進
 - ・中小企業者等を対象としたB C P（事業継続計画）の策定推進
 - ・企業間・地域間の連携・ネットワークの強化
 - ・商店街の防災力の向上
- ・被災した東北のものづくり産業との連携・支援
- ・事業・取引の早期回復と拡大に向けた細やかな支援の実施
- ・震災による新たなニーズに対応した技術力の向上や人財育成、創業・起業、異業種進出等へのチャレンジを支援
- ・地域商人の育成、商店街の活性化支援
- ・雇用吸収力の大きい誘致企業支援による雇用増加対策の促進

③産業振興と連動した就職支援の強化

- ・ジョブカフェあおもり及びヤングハローワークの一体的運営による若年者の就職支援の強化
- ・きめ細かいマッチング機会の提供と職業訓練との組み合わせによる中高年齢者を含む働き盛り世代の早期再就職の支援
- ・雇用を安定させるための非正規労働者を対象とした能力開発とマッチングの機会提供による正規雇用化への支援
- ・民間の人材紹介事業者等の活用によるマッチング機能の強化

④被災中小企業の再生支援

- ・被害の動向を踏まえた金融・経営支援の実施
- ・被災中小企業の二重債務問題に係る相談体制の整備

3 災害に強い地域づくり

(1) 防災公共～命を守るインフラの整備～

災害時に「孤立集落をつくらない」という視点に立ち、各施設の管理者が把握している災害危険箇所の情報を共有するとともに、海岸防災施設、道路、公園用地、避難施設等の配置を検証し、自治体や消防・防災組織が横断的に活用できる防災インフラのベストミックスを構築します。

そして、これに基づく重点的なインフラ整備とソフト対策を「防災公共」と位置付け、コストを抑え、効果を早期に発現させるための取組を関係機関一丸となって加速します。

具体的には、国の中防災会議で示された最大クラスの津波、発生頻度の高い津波の二つのレベルに対する「津波対策」、豪雨時における「土砂災害対策・治水対策」を中心に防災公共の理念に沿った取組を進めます。

【地震時津波対策の考え方】中央防災会議資料

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告(平成23年9月28日)

津波高の具体的な設定	津波対策の考え方
①発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	総合的防災対策を構築する上で想定する津波
②最大クラスの津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波

①現状認識と共有

- 各施設の管理者が把握している大規模災害時（地震、豪雨等）の想定危険箇所情報（津波浸水区域及び河川氾濫区域並びに地すべり、土砂崩壊、ため池決壊等のその他危険区域）の面的、横断的な共有による現状認識の統一

- 現状の避難経路や市町村所管の避難場所等についての総合的な課題の洗い出し

②防災公共推進計画の策定

- 「孤立集落をつくらない」との視点に立った、最適な避難経路、避難場所に関する市町村、県、その他防災行政機関が一体となった地域ごとの検証

- 現状に即した最も効果的な避難経路（国道、県道、市町村道、農道、林道等）、避難場所（既設避難所、交流施設、道の駅等）を確保するための重点的インフラ整備対象と役割分担の設定

- 横断的連携により、効果が早期に発現される整備手法の選択

③避難路確保のためのインフラ整備

- 地震、豪雨といった災害時に避難経路を阻害する危険箇所の対策を推進
- 道路危険箇所の対策や橋梁耐震化のほか、災害時に被害が避難路まで及ぶ急傾斜地、地すべり、山腹崩壊、土石流、ため池決壊といった危険箇所の対策を面

的に実施

- ・危険箇所を回避するバイパス整備の推進
- ・避難所まで迅速に移動可能となる新設道路の検討

④人命・財産を守るインフラ整備

- ・防波堤、海岸堤防等の海岸保全施設及び河川堤防等の構造物による対策の推進
- ・津波減衰効果の大きい海岸防災林の再生と保全
- ・災害時に人家へ被害を及ぼす急傾斜地、地すべり、山腹崩壊、土石流、ため池決壊といった危険箇所に対する面的な対策の実施
- ・洪水から人家を守る治水対策の推進
- ・港湾における防護ラインの形成
- ・民間住宅や防災拠点となる公共施設の耐震化促進

⑤基幹インフラの整備

- ・災害復旧や被災地支援の基幹的インフラとなる、防災拠点間を連絡する高規格道路等の道路ネットワーク整備の推進
- ・港湾、漁港の岸壁耐震化の推進
- ・港湾における土砂処分場等の背後地を保全する緩衝帯としての活用

⑥ソフト対策と相まった防災・減災

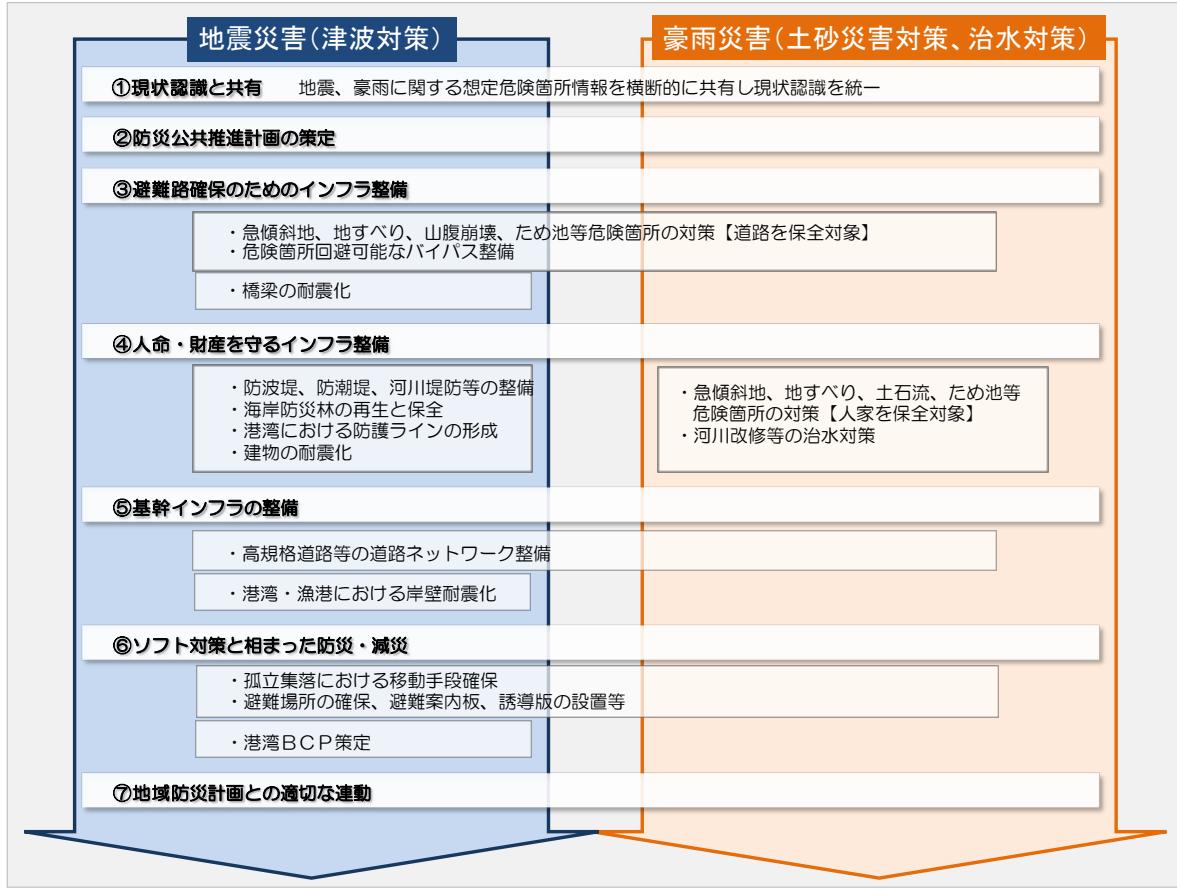
- ・ハード対策の完了までの、現状で想定される孤立集落を対象にした、避難場所等からの最低限の移動手段確保（住民、物資）の検討
- ・代替ヘリポートや小型船舶等の接岸可能岸壁等、避難移動に必要な施設の選別とインフラの評価、整備
- ・地形的制約（背後地が崖地等）を受ける地域での緊急的避難施設や避難経路等の検討
- ・港湾及び漁港における避難場所の確保
- ・迅速な避難のための避難案内板や誘導板の設置、避難指示等の情報伝達手段の充実、電力供給に頼らない（独立型の自然エネルギー利用）照明灯の設置
- ・防災意識の向上のための危険箇所情報や津波浸水区域等のハザードマップ作成と情報提供
- ・大規模災害時における被災者支援の迅速化のための応急仮設住宅の建設が可能な用地のデータベース化
- ・港湾において、不測の事態における重要業務の継続と早期復旧を目的とした港湾B C P（事業継続計画）の策定
- ・通常期と降雪期の違いによる各種対策の精査



⑦地域防災計画との適切な連動

- ・県、市町村の地域防災計画への防災公共の理念及び取組の反映
- ・地域ごとのハザードマップ作成と、広報、防災訓練への適切な反映
- ・各所管の縦割りを超えて、面的な取組として、関係機関が一体となり綿密な情報共有と意思統一の推進

【防災公共の推進フロー】



【地震災害（津波対策）】

沿岸部集落の急傾斜地対策、高台避難の例



【豪雨災害（土砂災害対策、治水対策）】

避難経路確保の例（土砂災害対策）



河川改修の例（治水対策）



(2) 地域の絆と防災力の強化

今回の東日本大震災のような大きな津波が発生した際には、何を置いてもまずは「逃げる」ということが基本であり、避難意識など防災意識の向上に向けた取組や、防災教育の重要性が改めて認識されたところです。こうした取組を進めることにより、県民一人ひとりが自分の身は自分で守るという意識を身に付けていくことが重要です。

少子化・核家族化の進行や一人世帯の増加などにより、地域のコミュニティ機能の低下が進む中、災害時における地域の絆、コミュニティの重要性も再認識されました。

特に大規模災害時には、コミュニティにおいてリーダーが大きな役割を担いますが、県民のライフスタイルの多様化を踏まえ、平日と休日、日中と夜間など、あらゆるケースを想定し、リスク分散の観点から、特定のリーダーへの依存ではなく、リーダーの分業制も視野に入れ、その育成に取り組んでいくことが重要です。

また、地域内だけではなく、地域を越えた人ととの結び付きによる支援が様々な効果を上げました。その際のコミュニケーションツールとして、特にインターネットを活用したソーシャルメディア⁵⁸が活用されたと言われていることから、災害時のみならず、平時からのICTを活用したコミュニケーション手段の確保が重要となります。

今回の震災を風化させず、後世にしっかり伝えながら、「公助」と連携した「自助」と「共助」による地域の防災力の強化に取り組みます。

①防災意識の向上と防災教育の推進

- ・地域防災リーダーの育成
- ・災害時に子どもたちが自ら行動し、生きることができる力の育成
- ・学校の防災対策（教員の資質向上と実践的な避難訓練）
- ・震災を風化させないための記録の保存と教訓の伝承

②防災を活動の核とした地域コミュニティの再生

- ・自主防災組織の充実強化
- ・消防団を始めとする防災組織間の連携強化
- ・地域住民の交流の場である商店街が行う防災機能充実への支援
- ・企業との連携や協力体制の整備、警察・消防OB等の活用の検討

③災害時における情報発信と多様な通信手段の確保

- ・災害時も見据えた県民の「情報力」強化（ICTの利活用）
- ・エリアメール⁵⁹、衛星携帯電話、コミュニティFM、ケーブルテレビの活用

⁵⁸ ソーシャルメディア；SNS、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称です。

⁵⁹ エリアメール；気象庁が配信する緊急地震速報や、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信できる携帯電話向けのサービスのことです。

④今後の災害への備え

【避難対策を始めとする防災対策の推進】

- ・公立学校を始めとした避難所の防災機能の強化
- ・避難所のあり方を始め、高齢者、障害者などの災害時要援護者や女性の視点に配慮した防災対策の検討
- ・県民の生命や健康に直接関わる医療機関等への燃料等の優先供給体制の構築

【防災体制の強化】

- ・県地域防災計画の修正
- ・防災関係機関との連携強化と防災訓練の充実
- ・県及び市町村の連携による備蓄体制の整備
- ・災害対策の専門家の育成、研修の充実
- ・消防団員等の安全確保対策の促進
- ・県及び市町村におけるB C P（業務継続計画）の策定やクラウドコンピューティングの活用など、自治体の行政機能が不全となった場合への対応・支援策の検討

【応援体制の強化】

- ・他都道府県との広域応援の円滑な実施体制の確保
- ・多種・多様な団体との災害時応援協定の締結の推進
- ・災害時を想定した沿岸部と内陸部との市町村相互の協力関係の構築

(3) 県民の健康と安心を支える保健・医療・介護・福祉提供体制

高齢化が進む本県においては、大規模な災害が発生した場合、自力あるいは家族の支援のみでは避難の実施や避難生活を送ることが困難な方が増加しており、このような方に対しては、乳幼児、障害者、妊産婦、傷病者、外国人等とともに、災害時要援護者としてきめ細かな支援体制が求められることから、その強化を図ります。

また、大規模災害の発生時においても、適切な保健・医療・介護・福祉サービスを継続して提供できるよう、保健・医療・福祉包括ケアシステムの一層の強化等を通じて、住民が住み慣れた地域で健康で安心して生活ができる環境の確保に取り組みます。

①災害時要援護者への支援体制の強化

- ・災害時要援護者支援システム⁶⁰の構築や福祉避難所の全県的な確保
- ・災害時における、支援関係者間での災害時要援護者関係情報の一層の把握と、それを活用した多様な手段による支援体制構築の検討
- ・関係機関の協力による大規模な搬送も迅速に実施可能な体制の確保

②災害に強い適切な保健・医療・介護・福祉サービスの提供体制づくり

- ・保健・医療・福祉包括ケアシステムの基盤となる保健師等の活動体制の強化
- ・自衛隊、消防、警察、自治体や保健・医療・福祉関係機関における緊急時の情報伝達手段の強化
- ・大規模災害時における保健・医療・介護・福祉関係機関相互の役割分担や連携のあり方の再検討と、求められる役割を果たすために必要な医療機器、自家発電装置等の整備
- ・災害時における医薬品を始めとする医療物資等の安定供給体制の整備
- ・ドクターへリを始め、自衛隊の輸送機やへリ、防災へリ、警察へリ等までも考慮した救急患者搬送体制の充実、医療機関相互のネットワーク強化
- ・診療情報のバックアップ体制の検討
- ・I C Tの導入による遠隔医療の実施体制等の検討
- ・保健・医療・福祉関係機関等から職員への緊急連絡体制や移動手段、宿泊スペース等の確保
- ・継続的かつ一貫した健康づくり、医療や介護の提供を可能とするための、関係機関が保有する健診情報、診療情報、介護情報等の共有化に関する検討
- ・災害により引き起こされる生活環境や衛生環境の悪化に伴う各種感染症予防体制の強化

⁶⁰ 災害時要援護者支援システム；災害時に避難支援を必要とする住民や支援者の情報等を一元的に管理することにより、迅速な避難支援を可能とするシステムです。

(4) 原子力防災対策の充実・強化

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県のみならず、本県においても、農林水産業や観光業を始め、県民生活の様々な分野に影響が発生しているところです。

今回の事故では、これまで想定していた原子力災害の範囲を越え、防護区域の拡大、事態の長期化、広範囲への影響等、原子力防災対策を講じる上で様々な課題が生じています。

原子力施設を有する本県としては、県民の安全・安心のため、国及び事業者に対し、原子力施設のさらなる安全対策等の確保・充実を求めるとともに、原子力防災対策の充実・強化に取り組みます。

また、今回の震災による事故の教訓を踏まえ、放射性物質及び放射線の特性を始め、原子力に関する知識の普及や県民との情報の共有化を図ります。

①青森県原子力防災対策検討委員会の設置

原子力防災対策上の課題や今後の見直しの方向性等について検討

(主な検討事項)

- ・防護区域の拡大による広域避難の実施に伴う避難経路、輸送手段、避難所の確保、避難者に対する医療対策
- ・事態の長期化に伴う、避難所の運営や仮設住宅の確保、役場機能の拠点確保
- ・放射性物質の影響が広範囲に及ぶことに伴う農林水産物の安全性確認検査等や、広域の緊急時モニタリングの実施

②青森県原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチームの設置

県内の原子力発電所に関して、原子力災害時に地域住民を避難所に一時避難させ、さらに安全な場所に広域避難させる場合における避難のあり方について、県、関係市町村、警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安部で、沿岸部の地形など地域の特性を考慮し、総合的に検討

(具体的な検討事項)

- ・避難場所、避難経路、避難方法、ヘリポート施設等のあり方、避難所に備蓄すべき物資、その他避難に関し必要な事項

これらの検討結果を踏まえ、県地域防災計画（原子力編）の修正や、下北半島縦貫道路の早期整備を始めとする各種防災対策の充実・強化を推進

4 復興を担い、グローバル社会に挑戦するたくましい人財の育成

本県が創造的復興を実現していく上で何よりも必要なのは人財です。人財の育成こそが未来の青森県づくりの礎となります。県では「あおもりを愛する人づくり戦略」を策定し、人財の育成に重点的に取り組んできました。

人財の育成は一朝一夕に成し得るものではありません。目先の変化や成果ばかりに目を奪われることなく、中長期的な視点に立ち、地域の力を結集して取り組んでいくことが重要です。一見遠回りに思われても、人財の育成を重点的に進めていくことが、本県の創造的復興につながる最も的確で効果的な取組です。

今回の震災で改めて明らかになった、日本人の我慢強さ、礼儀正しさ、慎み深さなどは、我が国を取り巻く環境がどれだけ変わったとしても、後世に引き継いでいかなければならぬものです。人づくりを進めていく上で、高い志や正義感、相手への思いやりや感謝、といった視点を欠くことはできません。災害を始めとする様々な危機に的確に対応できるリスクに強い人財を育成していくことも重要です。

若年者の減少、高齢者の増加が進み、変化や競争の激しいグローバル社会が進展する本県の将来を見据え、今後とも引き続き、ふるさとを愛し、新しいことに挑戦し、青森の未来を切り拓くたくましい人財の育成を推進します。

また、復興を力強く後押しするため、人々に喜びや感動を与え、社会全体に活力をもたらす芸術文化やスポーツの振興を図ります。

①創造的復興を担う人財の育成

- ・地域経済や地域づくりをけん引する人財の育成
- ・本県の食産業を担う人財や創業・起業に挑む人財、ものづくり産業や観光産業の人財など生業づくりを支える人財の育成
- ・経済活動、地域づくり活動に参加する女性の人財育成
- ・グローバルに活躍できる素養を備えた人財の育成
- ・各分野における人財のネットワーク化
- ・子どもや若者が成長していく上で目標となる人財の発掘、情報発信
- ・産・学・官・金融の連携による全県的な人財育成の気運隆盛

②あおもりの未来を切り拓く人財の育成

- ・高校生や大学生の地域づくり活動への参加促進
- ・本県高校生と全国の高校生との交流促進
- ・地域ぐるみのキャリア教育⁶¹の推進

③文化・スポーツの振興

- ・人々に深い感動を与え、心の豊かさを満たす芸術文化活動の推進
- ・心身の健全な発達を促し、生活に生きがいや潤いをもたらすスポーツ活動の推進

⁶¹ キャリア教育；各人の個性・特性を見極め、将来の進路と日々の教育活動の意義とを結びつけ、社会的自立に向けた力を育んでいくなど、児童生徒一人ひとりの職業観・勤労観を育てる教育のことです。



V ビジョンの推進

このビジョンは、震災により大きな被害を受けた本県が、引き続き生活創造社会をめざして針路を定め、着実に歩みを進めて行くに当たり、創造的復興そして東北の復興に向けた中長期的な取組の方向性を示すものです。

ビジョンの推進に当たっては、県だけではなく、県民との協働や市町村、東北各県、国など関係機関との連携を図りながら、適時適切に、スピード感を持って取り組んで行きます。

1 県民との協働

創造的復興は、県だけの力でなし得るものではありません。ビジョンの推進に当たっては、県だけではなく、県民一人ひとりを始め、大学等、関係団体、企業、NPOなど多様な主体との連携・協働を図りながら取り組んで行きます。また、東北復興の支援を含め、ボランティアやNPOなどによる支援活動に関する情報の提供を積極的に進めます。

2 市町村との連携

復興の主体は、住民に最も身近で、地域の実情をよく知る市町村が担うことが基本です。

県内では、八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の「特定被災地方公共団体」に指定されました。

これら被害の甚大な地域における復興に当たり、県は、被災市町が策定する復興計画との連携を図りながら、広域的な視点からの取組や国、市町村との連絡調整などを行います。

特に、復興特別区域制度⁶²（いわゆる「復興特区」）については、地域の実情や特性に合った復興を地域主導で進めていくため、これら4市町と緊密に連携していきます。

また、観光や農林水産業などにおける風評被害を始め、震災の影響は全県に及んでいることから、各市町村と連携を図り、全県的な視点で創造的復興に向けた取組を進めます。

3 東北各県との連携

本県は被災県である一方で、直接的な被害を受けていない地域もあり、震災発生直後から、物資の提供や人員の派遣、県外からの避難者の受入など、岩手県、宮城

⁶² 復興特別区域制度；地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組を推進するため、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（東日本大震災復興特別区域法）のことです。

県、福島県への応援を積極的に行ってきました。

今後は、引き続き県外からの避難者への支援を行うとともに、まずは被災県である本県が安全・安心を国内外に強力にアピールし、観光客を呼び込むことにより、東北全体の復興を支援するほか、災害廃棄物の処理・再資源化、八戸港を拠点とした物流面での支援や中小企業の早期回復に向けた支援、環境、医療を始めとする各分野、そして国への提案・要望等においても、東北各県との連携をさらに強化していきます。

4 国との連携

国は、震災からの復興に向けて、新たに復興庁を設置することとしています。この他、復興特区や復興交付金を始めとする各種復興制度も徐々に整備されており、これらの新たな体制・制度のもと、被災地のニーズをきちんと把握し、スピード感を持って進めることや専門的知見を踏まえた防災対策の充実強化が求められます。

また、前例や今までの常識にとらわれない、既存制度の思い切った見直し、そして復興事業に係る地方財政措置の充実など、国の総力を挙げた復興への取組が期待されるところです。

県においては、これまで機会あるごとに国に対し、復興に向けた提言を行ってきたところであります、今後も必要な提案・要望を行いつつ、国との連携をしっかりと図りながら、創造的復興に向けた取組を進めて行きます。

5 復興に向けた行財政運営とビジョンのフォローアップ

本県は、厳しい財政環境が続く中、これまでの行財政改革の努力により、平成23年度当初予算において実質的な収支均衡を達成しました。

しかしながら、震災に伴う財政負担の増加や県税収入の落ち込みなど、再び厳しい財政環境が見込まれており、持続可能な財政構造の確立に向けた取組を継続していくことが求められています。

一方で、震災からの復興は県政の最重要課題であり、今後、このビジョンに掲げる取組を具体化し、着実に推進していく必要があります。限られた財源の中で、復興への万全の対応を期しつつ、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、「選択と集中」の視点を重視しながら、取組を進めていかなければなりません。

県では、今回の震災に際し、全国から寄せられた寄附金を原資とした「青森県東日本大震災復興基金」と、国からの特別交付税を原資とした「青森県東日本大震災復興推進基金」を設置したところです。ビジョンの推進に当たっては、これらの基金も有効に活用しながら、毎年度の予算編成の中で、社会経済情勢の変化に機動的に対応しつつ、最適な具体的手法を選択し、実施していきます。

また、ビジョンを着実に推進し、創造的復興への道のりを確かなものとしていくため、ビジョンのフォローアップを毎年度適切に進めて行きます。

資料編

1 青森県復興ビジョン策定懇話会設置要綱

2 青森県復興ビジョン策定経過

3 被害状況

4 青森県復興プランの取組状況

1 青森県復興ビジョン策定懇話会設置要綱

(設置)

第1 東日本大震災により大きな被害を受けた本県の創造的な復興に向けた課題と中長期的な取組の方向性を示す「青森県復興ビジョン」を策定するため、「平成23年東北地方太平洋沖地震青森県復興対策本部」(以下「復興対策本部」という。)に「青森県復興ビジョン策定懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、「青森県復興ビジョン」の策定に関する検討を所掌する。

(組織)

第3 懇話会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長、副座長及び委員は、別表に掲げる者とする。
- 3 座長は、懇話会の会議を総括する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代理する。

(懇話会の招集及び運営)

第4 懇話会は、復興対策本部長が招集する。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5 懇話会の庶務は、青森県総務部生活再建・産業復興局において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、復興対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別表

氏名	所属	備考
井口 泰孝	弘前大学監事	座長
大谷 真樹	八戸大学・八戸短期大学総合研究所長、八戸大学学長補佐	
神本 正行	弘前大学北日本新エネルギー研究所長	
竹浪 康	青森県農業協同組合中央会営農農政部長	
対馬 逸子	The企画エルサーチ株式会社専務取締役	
野田 一夫	八戸水産加工団地協同組合代表理事	
藤田 成隆	八戸工業大学学長・防災技術社会システム研究センター長	副座長
村上 壽治	青森県医師会副会長	
山田 里美	特定非営利活動法人N P O推進青森会議 事業統括マネージャー	
吉田 悅子	株式会社ファーストインターナショナル取締役	
奈良岡 修一	青森県市長会（八戸市副市長）	
山口 昇	青森県町村会常務理事兼事務局長	



2 青森県復興ビジョン策定経過

年月日	経過
平成23年 3月11日	東日本大震災
同日	災害対策本部設置
平成23年 3月17日	生活再建・産業復興局設置
平成23年 4月 1日	復興対策本部設置
平成23年 5月 9日	青森県復興プラン策定
平成23年 6月13日	第1回青森県復興ビジョン策定懇話会開催（青森市） ・フリートーク
平成23年 7月 6日	第2回青森県復興ビジョン策定懇話会開催（八戸市） ・現地調査 ・フリートーク
平成23年 8月 1日	第3回青森県復興ビジョン策定懇話会開催（青森市） ・青森県復興ビジョン構成イメージ案について
平成23年10月19日	第4回青森県復興ビジョン策定懇話会開催（青森市） ・青森県復興ビジョン（骨子案）について
平成23年10月24日～11月10日	青森県復興ビジョン（骨子案）に係る県民からの意見募集
平成23年11月16日	第5回青森県復興ビジョン策定懇話会開催（青森市） ・青森県復興ビジョン（素案）について
平成23年11月24日～12月7日	青森県復興ビジョン（素案）に係る県民からの意見募集
平成23年12月12日	第6回青森県復興ビジョン策定懇話会開催（八戸市） ・青森県復興ビジョン案について
平成23年12月14日	青森県復興ビジョン案を懇話会の井口座長から知事に報告
平成23年12月21日	復興対策本部において、青森県復興ビジョンを決定

3 被害状況（平成23年12月21日現在）

（1）人的被害

- ・死者…3名（八戸市1、三沢市2）
- ・行方不明者…1名（八戸市1）
- ・負傷者…47名

（2）建物被害

・住家被害

全壊311棟、半壊852棟、一部破損832棟

・非住家被害

全壊508棟、半壊686棟

（3）最大避難人数

24,332人（3月12日）

（4）災害救助法適用市町村

八戸市、おいらせ町

（5）被害金額 約1,337億円

項目	被害額 (千円)	主な内訳
建物被害	3,224,993	<ul style="list-style-type: none"> ・住家被害約17億円 ・非住家被害約15億円
水産業関係	22,783,157	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船関係約114億円 ・小型漁船：滅失252隻、破損315隻 ・大型漁船：滅失15隻、破損38隻 ・漁港関係施設等約114億円
農林畜産業関係	4,039,368	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設9億円 ・畜産関係約6億円 ・林業関係約25億円
商工業・観光施設関係	57,798,584	<ul style="list-style-type: none"> ・商工施設約577億円 ・観光施設約1.3億円
公共土木施設関係	43,151,700	・港湾関係約400億円
その他	2,664,766	・公共施設、社会福祉施設、文教施設等

4 青森県復興プランの取組状況

青森県復興プランの取組状況

□ 命と暮らしを守る<生活再建>	2
□ あおもりの生業復興<産業復興>	4
□ 暮らしと生業を支える<インフラ復興>	7
□ 支障物・がれきの撤去	9
□ 東北復興への貢献	10

平成23年11月
青森県復興対策本部

命と暮らしを守る<生活再建①>

・被災者の生活再建に向けた当面の資金と住宅を確保するとともに、健康で安心して暮らせる生活環境を確保するための対策を実施。

■ 当面の生活資金と住宅の確保

- 義援金の配分
⇒10月20日までに7市町に対して16億2,889万円を送金(精算見込額。うち、市町において15億8,088万円を支給済)
- 被災者生活再建支援金の支給
⇒11月7日現在、基礎支援金505件、加算支援金268件に係る約6億4,000万円を支給済
- 一時受入施設としての、旅館・ホテルの提供
⇒県内被災者 延べ13人、県外被災者 延べ287人、県外被災者短期受入 延べ437人を受入
- 県営住宅等の提供
⇒11月7日現在、公営住宅等 269戸、借上民間賃貸住宅(県外被災者) 90戸に入居決定済

■ 健康で安心して暮らせる生活環境の確保

- 県内被災者の健康支援
⇒保健師等のチームによる健康相談と、精神科医等の心のケアチームによる心の健康相談への対応を実施
(3月に実施 健康相談666件、心の健康相談276件)
- 県外被災者の健康支援
⇒保健師が県外被災者の避難先を毎戸訪問し健康相談等を実施(11/4現在 実施人数1,385人)
- 被災した児童生徒の心のケア
⇒被災児童生徒の心のケアのためスクールカウンセラーを派遣 (10/31現在 派遣回数17回)
- 環境の保全と安心の確保
⇒被災したし尿処理2施設分のし尿について、周辺市町村等に対し、その処理を依頼するとともに、県施設での処理を実施
⇒アスベスト濃度調査や環境放射線モニタリングを実施(いずれも影響がないレベル)

命と暮らしを守る<生活再建②>

・震災の影響による離職者等の雇用機会創出対策や、労働者の雇用維持対策を実施。

■雇用機会の創出

- 雇用創出関連の基金事業の活用による雇用機会の創出
⇒11月7日現在、県・市町村事業93事業実施。雇用見込数1,000人超(8月末時点280人雇用)
- 県発注公共工事における緊急雇用対策の実施
⇒平成25年3月31日までの被災者雇用対策として実施中

■雇用維持対策の実施

- 雇用調整助成金制度等の周知
⇒震災発生後、相談窓口の設置や、県広報番組を通じて周知を徹底
【雇用調整助成金の支給状況】(青森労働局資料)
 - ・休業実施計画届受理件数(4~7月) 1,484件(前年同期比 26.3%増)
 - ・支給件数、金額(7月末) 764件、7億9,400万円(前年同期比 43.3%増)

※計画届受理から支給まで3か月程度を要する。

◆県内の雇用情勢(10/28青森労働局発表)
9月の有効求人倍率『0.43倍』(前月と同値、全国第46位)

3

あおもりの生業復興<産業復興①>

・「未来を拓くあおもり漁船漁業復興事業」を活用した漁船等の取得に向け、漁業関係者に周知を図るとともに、共同利用施設等の早期復旧に向け復旧工事を着実に実施。
・被災水田、畑地・園芸ほ場の除塩、復旧工事は年度内に終了予定、必要となる資材・機械等の導入を着実に実施。
・復旧に向け農漁業者が必要とする資金の無利子化等を実施。

■水産業の復興

- 「未来を拓くあおもり漁船漁業復興事業」(県事業費80億円)
⇒説明会(関係市町村、漁業者)、個別相談会(泊、白糠、尻屋、階上、百石町、八戸みなど、三沢市、八戸機船、八戸市南浜、県旋網の各漁協)
⇒現在、補助金交付事務を順次手続き中
- 共同利用施設6施設のうち、3施設は復旧工事完了、1施設は暫定供用
- 八戸市魚市場 ⇒平成23年11月14日～17日に災害査定を実施
- 種苗生産施設 ⇒県栽培漁業センターは、年内に復旧工事を完了予定

■被災水田、園芸産地等の復旧

- 被災農地約99ha(水田約79ha、畠地約20ha)のうち、約35haが除塩を終え、約22haで田植えを実施し、残りの農地は引き続き除塩作業や災害復旧工事等を実施中
- 「被災園芸産地施設復旧等緊急支援事業」
⇒平成23年度末までに必要な資材、機械等を導入予定 (八戸市、三沢市、おいらせ町)

■資金支援等

- 農林漁業セーフティネット資金等日本政策金融公庫資金 63件、27億3,590万円(うち農業: 31件、25億4,490万円、漁業: 32件、1億9,100万円)
- 青森県経営安定化サポート資金「災害復旧枠」(水産食料品製造業部門) 37件、約17億円

4



あおもりの生業復興<産業復興②>

- ・被災企業の早期再開に向けた、各種金融支援や助成措置を実施。

■ 金融支援の充実・強化

- 青森県経営安定化サポート資金に「災害復旧枠(無利子・保証料全額免除)」を新たに創設
⇒ 11月4日現在、507件、約155億円利用
- 青森県経営安定化サポート資金に「中小企業経営安定枠」を新たに創設
⇒ 11月4日現在、1,141件、約195億円利用
- 青森県未来への挑戦資金に従来の雇用特別支援枠に加え、「震災離職者雇用支援枠」を新たに創設
⇒ 11月4日現在、3件、1億2,000万円利用

■ 助成制度の創設

- 中小企業等グループ施設等復旧整備事業費補助金(国庫補助事業)を新たに創設
⇒ 8月5日付けで、認定した6グループの各構成員に対して補助金の交付を決定
また、10月19日から11月8日まで追加募集を実施。

青森県の認定・支援グループについて

グループ名	グループ代表者名・構成員数	代表者所在地	業種
高度技術産業グループ	アルパック東北(株)等 28者	八戸市	機械器具製造業(エレクトロニクス等の生産設備を製造等)
八戸市中心地振興グループ	商店街振興組合三日町三栄会及び八戸市十三日町商店街振興組合等 19者	八戸市	小売業、飲食業、ホテル業等
八戸地域造船グループ	北日本造船(株)等 32者	八戸市	造船業等
非鉄金属製造業グループ	東北鈴鹿興業(株)等 5者	八戸市	非鉄金属製造業等(ニッケル精錬関連事業)
八戸水産業グループ	武輪水産(株)等 103者	八戸市	水産加工業等
港湾運送・港湾倉庫グループ	八戸港湾運送(株)等 21者	八戸市	港湾運送、倉庫業等



◆県内景況7~9月期(10/31東北財務局青森財務事務所発表)

『県内経済は、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられる』(上方修正)

5

あおもりの生業復興<産業復興③>

- ・農林水産物の放射性物質のモニタリング調査を計画的に実施。

- ・モニタリング調査結果は、海外にも情報発信。

- ・簡易型放射線測定器購入に対する支援を実施。

■ 風評被害の防止

- 農林水産物の放射性物質のモニタリング調査 農林水産物安全・安心モニタリング調査事業計画(8/4現在)

⇒ 7月26日から調査を開始し、11月17日現在、
件数 25 185 200 153 92 95 71 74 75 970
53品目549件について放射性物質の検出なし

⇒ 7月27日、モニタリング調査結果を台湾のりんご輸入業者等へメール配信を開始(2週間に1回定期配信)

- 台湾での知事トップセールス

7月21日及び10月20~22日、知事と関係団体等が青森りんごをPR

- 台湾メディア・りんご関係バイヤー招へい

・7月以降、メディアを4回、本県に招へいし、安全性をPR
・10月14日、りんご関係バイヤー約60名を本県に招へいし、産地視察及び意見交換等を実施

- 簡易型放射線測定器への導入支援

「農林水産物安全・安心販売体制づくり支援事業」により18台の導入支援を決定
(2次募集期日:12/28まで)

- 輸出品検査

県内の民間検査機関が、国庫事業を活用した輸出品の放射性物質検査を6月20日から開始
(10/31現在 81件)

- 食品等に関する証明書の発行

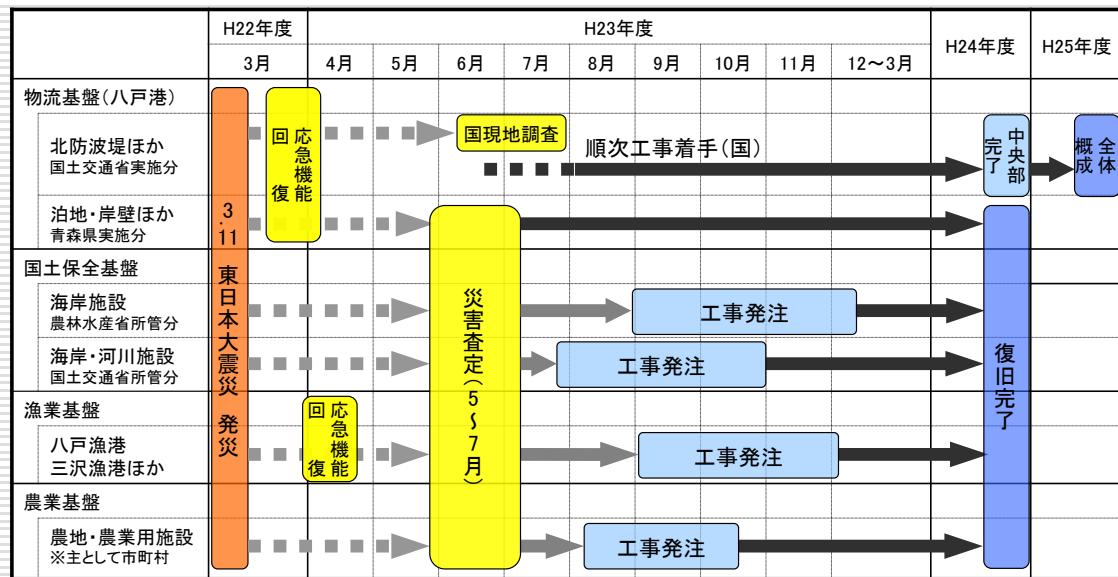
海外向けに輸出される食品等について、農林水産省の通知に基づき県が産地等の証明書を発行
(11/15現在 176件)



6

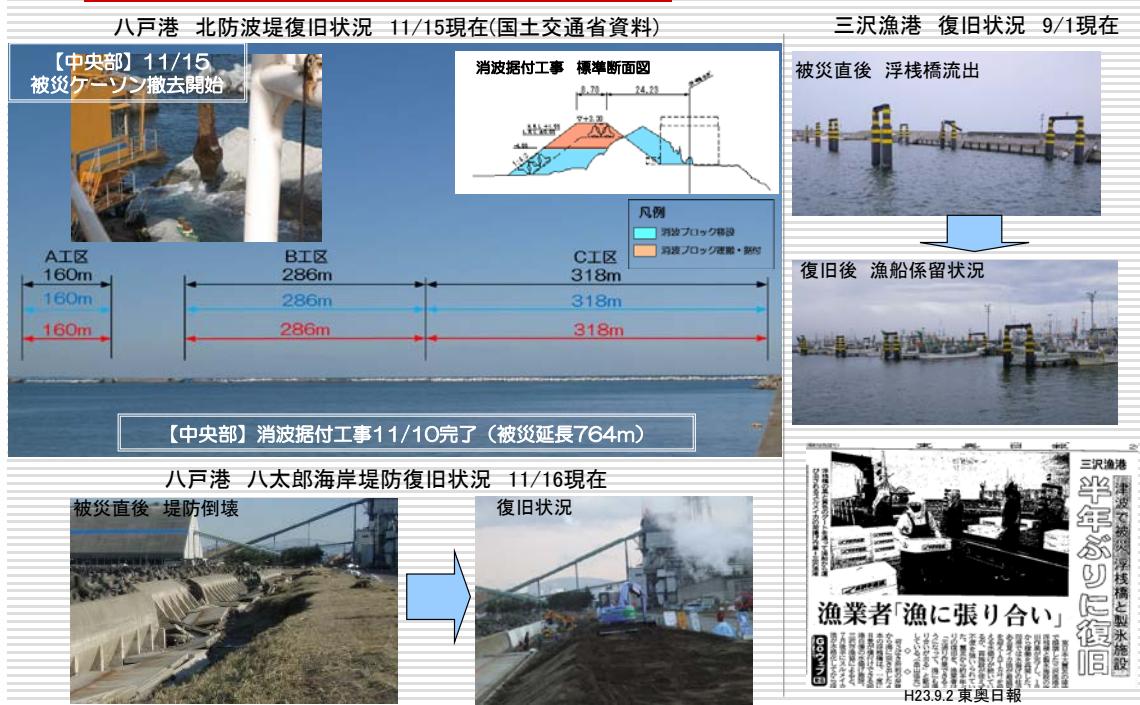
暮らしと生業を支える<インフラ復興①>

- ・発災直後から応急復旧を行い、物流や漁業基盤を応急機能回復。
- ・早期の本復旧に向け、7月までに国による災害査定を終え、順次工事を発注。
- ・概ね2年程度(H24年度)を目標に復旧完了を目指す。



7

暮らしと生業を支える<インフラ復興②>



8



支障物・がれきの撤去

- ・県内で発生した災害廃棄物は、平成23年11月11日現在、約25万5千トン（推計値）。
- ・平成21年度の県内一般廃棄物処理量（約52万6千トン）の約48%に相当。

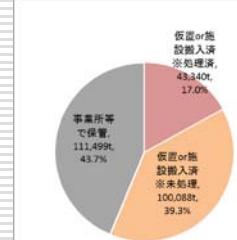
- 災害廃棄物の速やかな撤去に向け、運搬機材や仮置場の確保等市町村と調整を進め、一部事業所内等で保管しているものを除き、市町村内において散乱していた廃棄物の仮置場等への搬入は終了
- 現在、分別作業を行なながら、処理施設での処分やリサイクルを実施



仮置場への集積状況



市町村別発生量(H23.11.11現在)



災害廃棄物処理済量(H23.11.11現在)

9

東北の元気、日本の元気を青森から <東北復興への貢献①>

- ・甚大な被害を受けた岩手県・宮城県、福島県に対する支援策の一つとして、被災県のニーズに応じた人的支援を継続。

■ 岩手県、宮城県、福島県への人的支援

(11/7現在)

- 県の要請に基づく医療・介護関係者や県職員による支援
救助救出、救急搬送業務、避難住民の診察、児童福祉相談、介護業務支援等を実施
⇒延べ人数 704人 支援量(人・日)4,651人・日
- 市町村職員による支援
避難所運営支援、給水活動、公共施設の復旧業務、被災宅地危険度判定業務等を実施
⇒延べ人数 1,109人 支援量(人・日)5,613人・日



10

東北の元気、日本の元気を青森から <東北復興への貢献②>

・青森デスティネーションキャンペーン

「がんばろう日本！がんばろう東北！」を実施(4/23~7/22)。



がんばろう日本!
がんばろう東北!

■ 県内観光施設観光客入込数等(11/22青森県観光企画課発表)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	
県内34施設 入込数合計	23年 348,783	22年 590,672	3月 512,720	4月 1,013,449	5月 770,572	6月 1,044,646	7月 1,549,434	8月 984,082	9月 1,053,162	10月 7,276,848
県内56宿泊施設 宿泊客数合計	23年 63,620	22年 83,110	3月 74,608	4月 96,096	5月 106,105	6月 110,845	7月 128,032	8月 159,039	9月 120,365	10月 132,624
前年比	59.0	76.5	63.7	77.6	76.0	102.1	106.6	94.8	99.5	
									90.8	
前年比	76.5	77.6	86.9	97.6	103.4	102.3	100.2	97.7	94.2	



11

東北の元気、日本の元気を青森から <東北復興への貢献③>

・十和田・奥入瀬サマーキッズキャンパスでは、原発事故の影響で屋外での活動が抑制されている福島の子供たち、家族を2週間のプログラムで受け入れ。

・ほかにも、夏休みを中心に、県内各市町村や団体が、被災地の方々や青森県に避難している被災者を対象に、様々な支援プログラムを実施。

■ 十和田・奥入瀬サマーキッズキャンパス

・平成23年8月7日～22日、15泊16日、251名参加

■ 県内各自治体、団体の受け入れプログラム

・7月～8月にかけて、夏祭り期間を中心に、21のプログラム・地域で被災者を受け入れ



12



青森県総務部生活再建・産業復興局

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
電話 017-722-1111(代表)